

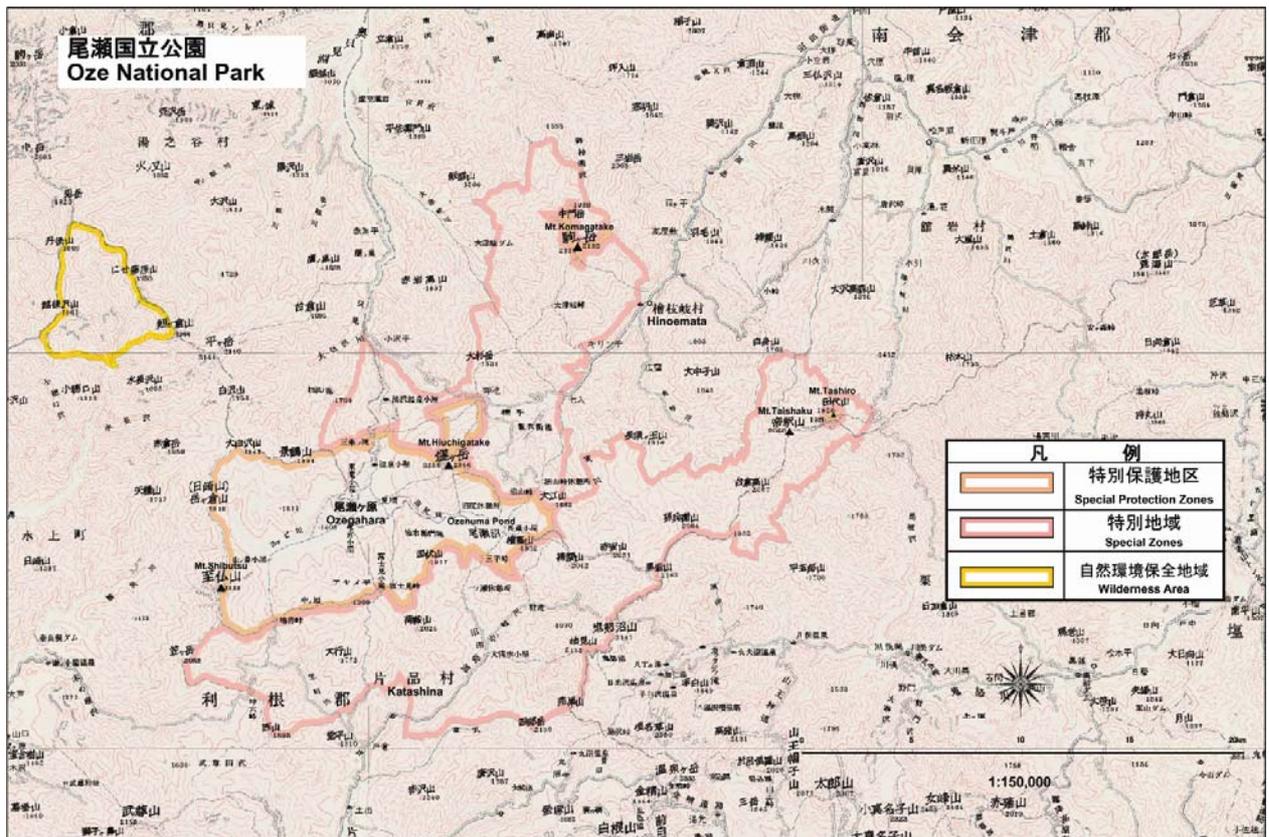
## 2-5. 尾瀬国立公園

### (1) 自然条件

#### 1) 自然の概況

尾瀬国立公園は、福島県南会津町および檜枝岐村、栃木県日光市、群馬県片品村、新潟県魚沼市の4県2市1町2村にまたがり、平成19(2007)年、29番目の国立公園として指定<sup>1</sup>された。公園面積は約37,200haである。

尾瀬ヶ原や田代山山頂に代表される湿原景観、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳に代表されるオオシラビソやブナ、ダケカンバといった森林景観がみられる。泥炭が堆積する尾瀬ヶ原の湿原には、ミズバショウやニッコウキスゲ、ヒメシャクナゲなどが生育し、池塘にはアカハライモリやミヤマミズスマシがみられる。火山性のせき止め湖である尾瀬沼は、最大水深9m、沼の周囲は約9kmあり、半日かけて沼を一周するルートを楽しむ利用者も多い。沼の周囲にはオコジョが生息し、ヒオウギアヤメやコバイケイソウがみられる。独特の山容をみせる至仏山や燧ヶ岳、会津駒ヶ岳にはツキノワグマやテンが生息し、至仏山ではオゼソウやホソバヒナウスユキソウなどが、燧ヶ岳ではコメバツガザクラやサンカヨウなどが、会津駒ヶ岳ではハクサンコザクラやシラネアオイなどが生育する。また、帝釈山・田代山では、森林の林床に群生するオサバグサが知られる<sup>2</sup>。



この地図の作成に当たっては、国土院長の承認を得て、刊行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図マッシュ(標高)を使用したものである。(承認番号 平18数標、第565号) 使用地図は平成18年3月1日版 数値地図20000(地図画像)です。図裏面に更新期日が異なりますのでご了承ください。

図 1-31 : 尾瀬国立公園区域図

出典：環境省自然環境局資料「国立公園」

<sup>1</sup> 昭和9(1934)年に日光国立公園の一部として尾瀬地域が指定されていたが、平成19(2007)年8月30日に尾瀬地域に会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山など周辺地域を編入する形で、正式に国立公園として新設された。出典：環境省資料

<sup>2</sup> 環境省自然環境局資料「国立公園」

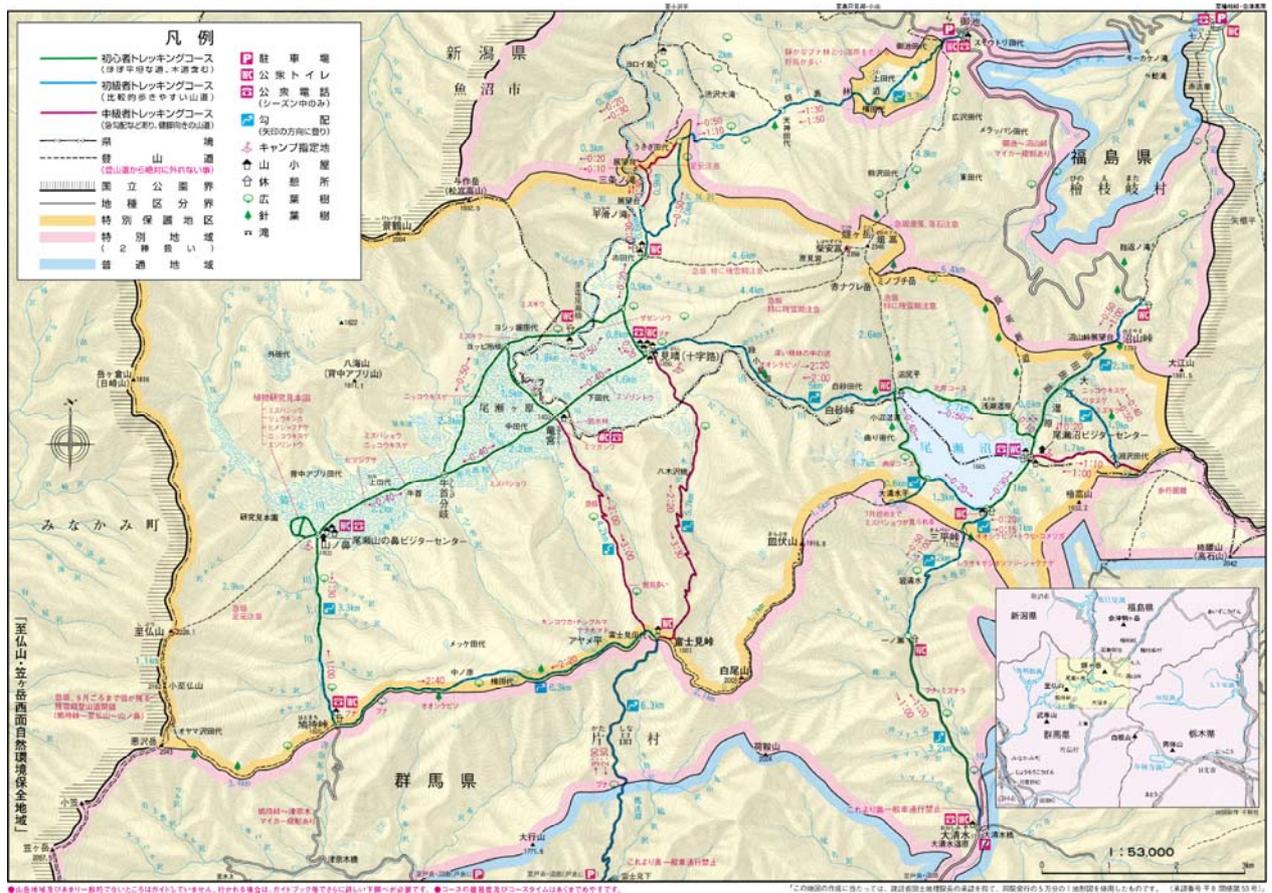


図 1-32：尾瀬トレッキングガイドマップ

出典：財団法人尾瀬保護財団資料（環境省委託業務にて作成）



尾瀬ヶ原



尾瀬沼

出典：環境省「国立公園HP～尾瀬国立公園」

## 2) 自然環境保全上の課題と対応策

### ① 尾瀬をめぐる自然保護活動の動き

尾瀬は、国内有数の豪雪地帯であり水が豊富であったこと、2000m級の山に囲まれた椀のような地形をしていたことから、明治36(1903)年には尾瀬における水力発電計画が発表された。また、貴重な尾瀬の自然を守るべく自然保護活動が開始され、尾瀬保存期成同盟(現在の日本自然保護協会)が発足したが、平成8(1996)年3月に東京電力<sup>1)</sup>が尾瀬ヶ原の水利権を放棄したことにより水力発電計画は中止となっている。

昭和40年代には観光開発道路計画が持ち上がったが、平野長靖氏による環境庁長官への働きかけ等により、道路計画は廃止となった。この問題をきっかけに「尾瀬の自然を守る会」が結成された。

その後、尾瀬への利用者が急増したため、湿原や登山道の踏み荒らしによる荒廃、外来種の移入、交通渋滞の発生、ごみ問題、排水による水質悪化等の諸問題が顕在化した。これに対して、木道等の整備(昭和27(1952)年～)、植生復元(アヤマ平で昭和41(1966)年～、至仏山で平成3(1991)年～)、外来種駆除、マイカー規制の導入(昭和49(1974)年～)、ゴミ持ち帰り運動やゴミ箱撤廃(昭和47(1972)年～)、山小屋宿泊定員の凍結や尾瀬沼ボート廃止等(昭和42(1967)年～)等、さまざまな対応策が講じられてきた。

### ② シカ害の影響と対策

近年、尾瀬国立公園においては、シカの食害が大きな問題となっている。1990年代半ばにシカの生息が確認されて以来、ニッコウキスゲ、ミツガシワなどの湿原の植物や、森林内の植物への被害が見られるようになった。なかには根茎が掘り返されることにより、元の植生への回復が困難な状態に陥ることが懸念されるものもある。シカは体表に付いたダニや寄生虫等を落とすために泥あびを行い、その行為により裸地化したヌタ場が形成される。また湿原内をシカが往来することによりシカ道ができ、湿原の植生や尾瀬の景観が荒らされることが問題となっている。

こうした状況を受けて、環境省では平成12(2000)年に「尾瀬地区におけるシカ管理方針」(第1期管理方針)を策定し、テレメトリー調査(発信器装着による追跡調査)やDNA解析によるシカ移動経路把握調査、航空写真および実地調査による植生被害状況調査等を実施するとともに、尾瀬の核心域(国立公園特別保護地区等)の外側においてシカの捕獲を実施した。しかし尾瀬における被害は拡大傾向にあり、これらの被害拡大の防止を目的として、尾瀬核心域を含めた捕獲実施や調査の充実等シカ対策の更なる推進に向け、平成21(2009)年3月、第1期管理方針を見直し、新たな管理方針「尾瀬国立公園シカ管理方針」を策定した。現在は、シカ追い込み柵の設置<sup>2)</sup>、捕獲、生息数を把握するためのライトセンサス調査等を実施している<sup>3)</sup>。

### ③ 至仏山保全対策

至仏山は尾瀬国立公園の西方に位置し、燧ヶ岳とならぶ尾瀬の主峰の一つである。主稜線の東側は同公園特別保護地区及び国指定特別天然記念物に、西側は群馬県自然環境保全地域に指定されている。

山体は、古い時代に蛇紋岩が隆起して形成されたもので、オゼソウ等の氷河期の残存植物やホソバ

<sup>1)</sup> 東京電力(株)は、現在、尾瀬国立公園全体の約4割、特別保護地区の約7割の土地を所有。出典：東京電力(株)資料

<sup>2)</sup> 尾瀬から越冬地へ移動するシカを効果的に捕獲するため、移動経路を遮断する形で、大清水周辺に柵(総延長約5.2km、高さ2.4m)を設置している。出典：環境省自然環境局「公園における取組み紹介～ニホンジカ対策」、尾瀬国立公園

<sup>3)</sup> 環境省自然環境局「公園における取組み紹介～ニホンジカ対策」、尾瀬国立公園

ヒナウスユキソウ等の蛇紋岩に適応した植物が多くみられ、学術研究上も高い価値を有している。また高山植物の宝庫として知られるほか、日本百名山にも数えられており、登山シーズンには約2万人が訪れる<sup>1</sup>。

至仏山の登山道周辺では、人々の利用をきっかけとした植生の荒廃や山肌の崩壊、泥炭や土壌の流亡という問題が、深刻な状況となっている。至仏山の環境保全対策については、平成元（1989）年から8（1996）年まで関係者の合意により東面登山道が閉鎖され、環境庁（当時）及び群馬県が保全対策を検討し、その結果を基に、群馬県、土地所有者である東京電力（株）が登山道を整備した。しかし平成9（1997）年の登山道再開後も、植生の荒廃につながる環境破壊が生じている箇所が依然として見受けられた。

こうした状況を受けて、平成14（2002）年に「至仏山保全対策緊急会議（事務局：尾瀬自然保護財団）」が設置され、至仏山の抜本的かつ総合的な保全対策を講じるための検討を開始し、平成15（2003）年には「至仏山保全対策基本方針」を策定した。この方針の中で、至仏山の課題の現状や原因を科学的に検証することが必要として、群馬県を主体に「至仏山環境共生推進計画調査（平成15～16年）」が実施された。この結果を踏まえて、平成19（2007）年3月に尾瀬自然保護財団により「至仏山保全基本計画」が策定された<sup>2</sup>。至仏山保全対策会議<sup>3</sup>では、基本計画に沿って各種保全対策を実施している。

平成10（1998）年度の東面登山道の閉鎖解除に伴う措置として、残雪期における至仏山登山道閉鎖を実施しており、閉鎖区間は「鳩待峠～至仏山頂～山ノ鼻」、閉鎖期間は「5月11日～6月30日（平成22年度以降は5月7日～6月30日、年の残雪状況により変更有）」とされている。また、平成20年（2008）度からは植生保護及び登山者の安全の観点から東面登山道を上り専用としている。

さらに、ゴールデンウィーク前後の適正な利用方法の呼びかけや携帯トイレの携行、ストックキャップの着用の呼びかけなどを行っている<sup>4</sup>。

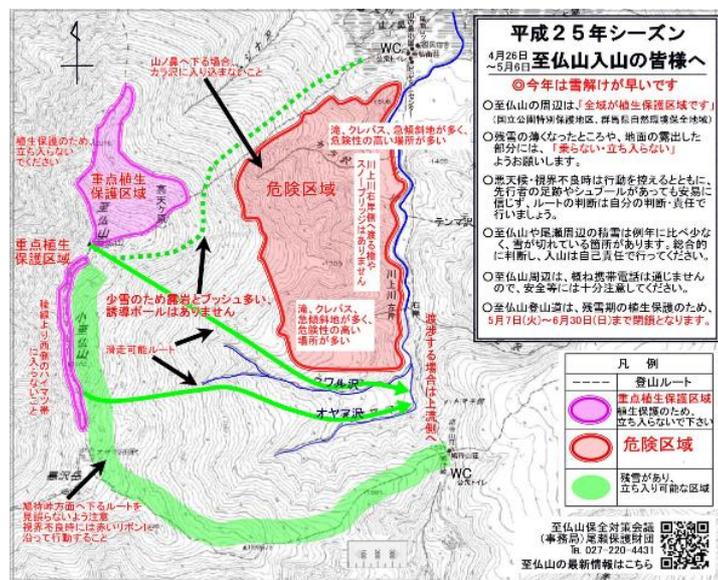


図 1-33：至仏山における適正利用をよびかけるチラシ

出典：至仏山保全対策会議資料

<sup>1</sup> 財団法人尾瀬自然保護財団「平成24年度版尾瀬保護レポート」（平成25年3月）

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> 「至仏山保全対策緊急会議（平成14年発足）」は基本計画策定を受けて発展的解消、平成19年に「至仏山保全対策会議」が設置。

<sup>4</sup> 財団法人尾瀬自然保護財団「平成24年度版尾瀬保護レポート」（平成25年3月）

表 1-22：至仏山保全対策基本方針（平成 15 年 2 月 20 日策定）

1. 至仏山の環境問題の現状と原因を、科学的手法により正確に把握し直す。	①現況を生態学的観点から正確に把握する ②専門委員会の設置
2. 至仏山の植生復元対策について、生物多様性保全のため積極的に推進する。	①生物多様性保全の観点から評価検討する ②植生復元の実践活動への支援 ③箇所毎の植生復元対策の検討
3. 国立公園にふさわしい自然保護と利用を進めるため、登山道等の施設の改善と適正化を進める。	①至仏山にふさわしい登山道等施設のあり方について検討する ②登山道の付け替え（ルート変更）の検討 ③不明確な登山道やテラス・ベンチ等の改善 ④合理的かつ整合的な補修点検システムの検討 ⑤安全対策の推進
4. 至仏山にふさわしい利用の適正化を図る。	①至仏山にふさわしい利用調整モデルについて検討する ②残雪期の利用規制対策の再検討 ③環境教育の推進 ④ガイドを活用した自然観察と利用指導の実践
5. 保全対策の立案・実施・評価については、積極的に情報を公開し、広く市民の意見を求める。	

### 3) 大規模自然災害の履歴とその対応策

過去の大規模な自然災害としては、昭和 34（1959）年 9 月 26 日の伊勢湾台風（台風 15 号）の影響で、尾瀬沼周辺の原生林三百数十本が倒れたことが記録されている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 尾瀬保護財団資料「尾瀬の歴史」

## (2) 施設整備・管理状況

### 1) 施設の整備・管理状況

尾瀬には2つのビジターセンターが設置されている。

尾瀬山の鼻ビジターセンターは、湿原の保護・復元を中心とした管理・保護活動を実施する群馬県尾瀬管理保護センターとして昭和42(1967)年に設置され、平成5(1993)年に改築しビジターセンターとなった。尾瀬沼ビジターセンターは、昭和39(1964)年に環境省(当時・厚生省)によって設置され、昭和61(1986)年に全面改築された。平成8(1996)年から両ビジターセンターは、尾瀬自然保護財団が管理運営を受託し、自然解説、マナー啓発、植生復元、公衆トイレ等の維持管理など、現地の拠点としての機能を発揮している<sup>1</sup>。平成24(2012)年度には、尾瀬山の鼻ビジターセンターには9名の職員(内2名は群馬県職員)が、尾瀬沼ビジターセンターには8名の職員(別事業との兼務を含む)が配置されている<sup>2</sup>。

表 1-23 : 尾瀬国立公園のビジターセンター等

施設名(住所・連絡先)	開館時間	備考
尾瀬山の鼻ビジターセンター (群馬県利根郡片品村大字戸倉 字中原山 898-9)	7:00~19:00 ※5月~11月の尾瀬開山期間中 は無休	群馬県が整備 昭和42(1967)年開館
尾瀬沼ビジターセンター (福島県南会津郡檜枝岐村字燧 ヶ岳1番地(尾瀬沼湖畔)、TEL 027-220-4431、現地連絡先 090-5306-4004)	7:00~16:00 ※5月~11月の尾瀬開山期間中 は無休	環境省が整備 昭和39(1964)年開館

出典：環境省「国立公園HP～尾瀬国立公園」より引用

尾瀬内では、自然公園法に基づき許可された歩道事業執行者により、総延長100kmを超える歩道が張りめぐらされ、利用者はこれらを自由に歩くことができる。現在の歩道事業執行者は主に、福島県、群馬県、尾瀬林業(株)等であるが、平成17(2005)年以降、国と地方との役割分担の見直しにより、環境省直轄の部分が出てきている。なお歩道のうち木道は約54kmあるが、このうち福島県が約22km、群馬県が約12km、尾瀬林業(株)が約20kmを設置管理している<sup>3</sup>。湿原に敷かれた木道は、生態系への影響を考慮して防腐剤を使用していないことに加え、積雪の重みや冠水、多くの利用者が歩くこと等から7年から10年で老朽化する<sup>4</sup>とされている。このため定期的なメンテナンスが必要であり、見回りや補修が行われている。

尾瀬内には環境省、福島県、群馬県、檜枝岐村、東京電力(株)等により15カ所の公衆トイレが設置されている。ほとんどのトイレでチップ制が導入され(一部有料)、トイレの維持管理費に充当されている<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 財団法人尾瀬自然保護財団「尾瀬ビジョン」(平成18年3月)

<sup>2</sup> 尾瀬保護財団「平成24年度尾瀬山の鼻・尾瀬沼ビジターセンター運営記録」、1頁、11頁

<sup>3</sup> 財団法人尾瀬自然保護財団「尾瀬ビジョン」(平成18年3月)

<sup>4</sup> 尾瀬ガイドネット資料「尾瀬での7つの注意点」<http://www.ozehananavi.com/tanosimidata/tanosimi08.html>

<sup>5</sup> 同上

## 2) 民間施設との協力関係

尾瀬国立公園の核心部である尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南側の群馬県域（特別保護地区）は東京電力株式会社の社有地であり、田代山山頂の広大な湿原（特別保護地区）は三井物産株式会社の社有地である。このように、本公園の保全すべき重要な部分には民有地が多く含まれるとともに、現在、植生復元や事業道路（歩道）、宿舎等の一部の国立公園事業は土地所有者が執行している。東京電力株式会社及び三井物産株式会社では、パンフレットやホームページによる情報提供、自然学校やボランティア活動等も実施している<sup>1</sup>。

## 3) 施設の管理・運営上の課題

施設の管理・運営上の課題として、尾瀬保護財団では、①尾瀬の活動期間は6か月間のみであり、多くの管理員は季節雇用になること、②尾瀬のほとんどが特別保護地区であり、山小屋などの関係もあって特別な収益事業等を行うことができないこと、③交通アクセスが悪いため管理員が半年間住み込み状態になること、④管理業務委託手続上、単年度契約であるために必ず受託できる保証がなく、前もって雇用契約が結びにくいこと、⑤自然公園法と文化財保護法の制約があるため何をするにも二重の手続きが必要になること、等を挙げている<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成25年8月、29頁

<sup>2</sup> 財団法人尾瀬保護財団事務局長・笹田浩行「尾瀬保護財団と尾瀬の管理運営」、中央環境審議会自然環境部会自然公園のあり方検討小委員会（第7回、平成20年11月5日開催）議事録より抜粋

### （3）歴史文化資源の状況

福島県南会津郡檜枝岐村は、尾瀬、会津駒ヶ岳、帝釈山等の自然や檜枝岐歌舞伎といった文化伝統を活かした村づくりを行っている。檜枝岐歌舞伎は270年以上の歴史をもつ農村歌舞伎で、その舞台は国指定重要有形民族文化財である。群馬県利根郡片品村では、「尾瀬の郷」構想を掲げ、豊かな自然環境資源を活かした村づくりを行っている。また新潟県魚沼市の湯之谷地区には、尾瀬を発見したと伝えられる尾瀬中納言三郎の伝説（下記参照）があり、毎年7月末にその供養祭が営まれている。南会津町においても尾瀬国立公園への指定を機に、田代山・帝釈山における環境学習を中心とした、幅広い利用の推進に取り組んでいる<sup>1</sup>。

以下、尾瀬国立公園に関わる歴史文化資源について紹介する。

#### ○三本カラマツの伝説（福島県檜枝岐村）

「三本カラマツ」は、大江湿原のシンボルであるが、現在のカラマツは比較的新しい時代に植えられたものともいわれている。カラマツの下には、盛られたような土があり、藤原頼国・頼実兄弟の伝説が残る。

平ノ清盛と対立して敗れた以仁王が落ち延びる際、お供していた尾瀬中納言藤原頼実公が病死したため、沼の麓の湿原に塚を築いて手厚く葬った。このカラマツの下が「尾瀬塚」とされる。また、これ以来、中沼山のあたりを「尾瀬」と呼ぶようになったとされる。また、頼実の兄にあたる尾瀬大納言藤原頼国公は、同じく以仁王の従者であったが、弟の眠る尾瀬に留まることを決意して檜枝岐に住みつけた。この頼国の弓の練習場があったことから、カラマツの周辺を「的場跡」と呼ぶようになったとされている<sup>2</sup>。

#### ○竜宮伝説（群馬県片品村）

尾瀬ヶ原の中ほどに、竜宮と呼ばれる場所があり、山から流れる沢の水が渦巻きながら突如湿原の中へと消え、50mほど先のところでまた湧き出すという不思議な現象が見られる。この現象が発見されたのは大正10（1921）年、尾瀬ヶ原にダム計画が持ち上がり、関東水電（現在の東京電力）が測量を行っていたときのこと、第一発見者である当時の富士見小屋主人は沢の水が穴の中に吸い込まれるのを見て驚き、「この渦の先はきっと竜宮城に続いているに違いない」と噂を立てたことから、この地を「竜宮」と呼ぶようになった。

その後の調査で、沢水は湿原の底にできた空洞の部分に吸い込まれたものが、伏流水となって再び外に吐き出される仕組みになっており、さらに洞くつ状になった穴の中は、人が通れるほどの広さがあるということがわかった。また竜宮にはもうひとつ、水が吸い込まれる穴の形が竜の口に見えることからその名が付いたという説もある<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成25年8月、13頁

<sup>2</sup> 財団法人尾瀬自然保護財団「尾瀬の神話・伝説」

<sup>3</sup> NPO法人A.R.S会津高原自然学校「周辺の村に伝わる伝説」[http://npoars.jp/ars\\_kyoiku/ars\\_oze/oze\\_htm/oze\\_mura.htm](http://npoars.jp/ars_kyoiku/ars_oze/oze_htm/oze_mura.htm)

#### (4) 利用現況

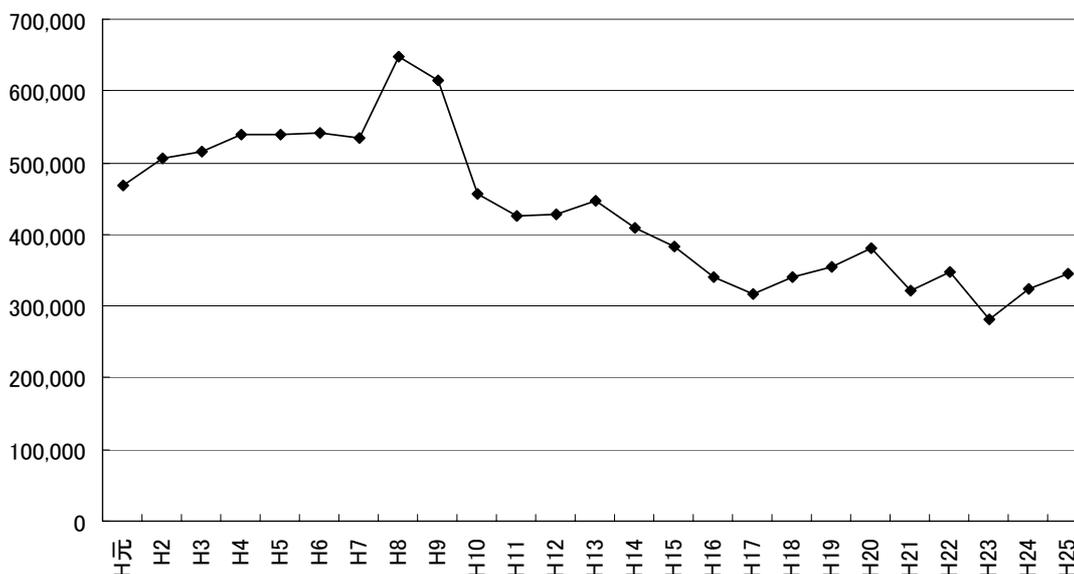
##### 1) 利用の歴史と近年の利用形態の変化

檜枝岐村と片品村戸倉は、尾瀬を挟んで沼田と会津若松を結ぶ会津街道（沼田街道）の途中に位置し、戸倉には関所が設けられていた。この街道を利用して、昔から旅人の往還があり、江戸時代には米や酒などの物資の交易もあった。

尾瀬が登山の対象とされ始めたのは、明治 23（1890）年に平野長蔵が尾瀬沼畔に長蔵小屋を建てた頃からであるが、小屋建設当時の主たる利用は、漁業や狩猟であった。また豊富な水資源から、水力発電計画や分水計画等の開発計画が打ち出され、それらに反対する自然保護運動も大正時代より始まった<sup>1</sup>。その後、昭和 30 年代に起こった「尾瀬ブーム」により来訪者は急増し、湿原や登山道の踏みつけによる荒廃、交通渋滞の発生、山小屋の排水問題、ごみ問題等、様々な問題が顕在化した。その後、利用者は減少傾向にあり、現在は 30 万人台前半で推移している。

##### 2) 利用者数及び利用者の属性

日光国立公園尾瀬地域の開山期（5月中旬から10月下旬）の利用者数は、平成 2（1990）～平成 7（1995）年度まで 50 万人台前半で推移し、平成 8（1996）年度には過去最多の 64 万人を記録したが、その後減少が続き、近年では 30 万人台前半で推移している<sup>2</sup>。平成 25（2013）年度の尾瀬国立公園の開山期の利用者は、約 34 万人であった<sup>3</sup>。



注) 平成 19 年までは旧・日光国立公園尾瀬地域の入山者数データ、平成 20 年からは会津駒ヶ岳地域並びに田代山・帝釈山地域を含めた尾瀬国立公園としての入山者数データである。

図 1-34：尾瀬国立公園利用者数の推移（H 元～H25 年）

出典：環境省「尾瀬国立公園入山者数調査公表資料」より作成

<sup>1</sup> 関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成 25 年 8 月、13 頁

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> 関東地方環境事務所「平成 25 年度 尾瀬国立公園入山者数について」、平成 26（2014）年 1 月 16 日発表

表 1-24：利用施設の利用者数推移

施設名(都道府県名)	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
尾瀬沼ビジターセンター(福島県)	78,367	75,170	69,187	62,486	44,704
尾瀬山の鼻ビジターセンター(群馬県)	110,824	121,998	130,978	136,560	113,572
計	189,191	197,168	200,165	199,046	158,276

(単位：人)

出典：環境省資料

利用形態は、自然探勝又は登山を目的とする利用が中心である。尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、身近にかつ手軽に豊かな自然とふれあえる場所として活用されている。アクセス及び施設の良さから、ツアーも含め、幅広い年代に利用され、近年では日帰り利用が主体となっている。利用は開山期である5月中旬から10月下旬までの三季型になっており、なかでも春のミズバショウ、夏のニッコウキスゲ、秋の草紅葉や紅葉時期の集中が著しい。

近年では、環境学習の場としての利用も盛んに行われるようになり、行政による小中学校を対象とした環境学習の事業や民間による自然学校の開催が見られる。また、山小屋や周辺の道路が閉鎖している閉山期（冬期）には、冬山登山や山スキーなどの利用も見られる<sup>1</sup>。

### 3) 主な到達手段

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺への主な入山口は6カ所ある。このうち尾瀬ヶ原への入山口である鳩待峠からの入山者数が全入山者数の6割、尾瀬沼への入山口である沼山峠からの入山者数が3割弱、大清水からの入山者数が1割弱となっており、尾瀬ヶ原と尾瀬沼へのアクセスが容易な鳩待峠及び沼山峠からの日帰りによる利用が半分以上を占めている。

各入山口からの利用者は、ビジターセンターが整備されている山ノ鼻及び尾瀬沼集団施設地区を休憩、トイレ利用、宿泊等の主な拠点として利用している。会津駒ヶ岳の入山口は滝沢登山口、キリンテ登山口、御池登山口の3カ所あるが、キリンテ登山口の利用は少なく、滝沢登山口から会津駒ヶ岳山頂を経由し、中門岳へ至るルートの日帰り利用が主となっている。田代山・帝釈山の入山口は馬坂峠登山口、猿倉登山口、木賊登山口の3カ所あるが、馬坂峠登山口と猿倉登山口の利用が主である。オサバグサが開花する6～7月に利用が集中している<sup>2</sup>。

### 4) 利用促進上の課題とその対応策

#### ① 利用の安全対策

尾瀬は、交通アクセスが良いことから、比較的容易に到達でき、性別や年齢、登山経験や体力の有無に関係なく、幅広い利用者を受け入れる素地がある。このため、本公園が山岳地域に位置しており、利用者自身がリスクを負うことを認識し、気象の状況や登山道の状況等について事前の情報収集や、服装、装備、体調管理に十分配慮するよう、利用者を指導することとしている。情報提供に関しては、関係団体・関係者と協力し、利用者が事前に本公園の利用について情報を得ることができるようホームページ等を充実させるとともに、入山口、ビジターセンター及び各利用施設での情報発信を充実させ、

<sup>1</sup> 関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成25年8月、13頁

<sup>2</sup> 同上、14頁

利用者が容易にかつ適切な情報を入手できる機会を増やすこととしている<sup>1</sup>。

## ② 利用者の快適性の確保

尾瀬地域の利用者は、平成8（1996）年頃の全盛期には60万人であったが、最近ではこの半分の30万人台で推移している。しかしミズバショウやニッコウキスゲ、紅葉の時期については、依然として利用が集中し、木道が混雑する等、利用の快適性への影響等が生じている。特定の時期のみに集中する利用者を可能な限り分散させ、集中による弊害を減らし、また、多くの利用者に静かな環境でゆっくり尾瀬の自然を楽しんでもらうため、パンフレット、ホームページ等による平日利用の推進、山小屋宿泊定員の遵守宿泊の推進、に取り組んでいくとしている。また、アクセスの良さから鳩待峠からの入山に利用が集中し、特定の場所のみ混雑を引き起こしていることから、低利用路線の活用や鳩待峠以外の入山口の魅力の発信に取り組んでいくとしている<sup>2</sup>。

## ③ マイカー規制

尾瀬国立公園では、入山が集中する期間を中心に、登山口での自動車渋滞や違法駐車、尾瀬内での混雑等の問題への対策として、津奈木～鳩待峠間、及び御池～沼山峠間において、昭和49（1974）年よりマイカー規制を実施している<sup>3</sup>。

表 1-25：各入山口でのマイカー規制実施状況

三平峠口	大清水以奥への許可車両を除く一般車両の乗り入れを通年禁止。
富士見峠口	富士見下以奥への一般車両の乗り入れを通年禁止。
鳩待峠口	戸倉集落に整備した駐車場を有効に利用するとともに、津奈木以奥へのタクシー、ハイヤー、マイクロバス及び許可車両以外の車両の乗り入れをミズバショウシーズン、ニッコウキスゲシーズン、連休時、紅葉期等の混雑期間と毎週末、禁止。
御池口	御池から沼山峠までの許可車両以外の車両の乗り入れを通年禁止。

出典：関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成25年8月



図 1-35：マイカー規制区間

出典：財団法人尾瀬保護財団資料「2013年交通対策のお知らせ」

<sup>1</sup> 関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成25年8月、40頁

<sup>2</sup> 同上、40頁

<sup>3</sup> 同上、43頁

#### ④ スノーモービルや自転車等車馬の使用

尾瀬国立公園では、近年、特別保護地区内へのスノーモービルや自転車等の違法乗り入れが見られるとともに、特別地域内の湿原上においてもスノーモービルの通過跡が多数見られる。このような行為は、自然景観に支障を及ぼす可能性があることから、パンフレットやホームページを通じて、特別保護地区内のスノーモービル、自転車等の車馬の乗り入れは規制されていること、特別地域においても自然景観に支障を与える悪質な乗り入れは行わないことを周知していくとしている<sup>1</sup>。

#### ⑤ 山岳地帯でのし尿処理の問題

トイレが設置されていない至仏山や燧ヶ岳の登山エリア及び軽登山エリアにおいては、歩道を離れて排泄を行うことによる高山植物の荒廃やトイレトペーパーの散乱、トイレ場への道の形成が見られ、自然景観への影響が懸念される。これに対して、山岳地帯に入る前にトイレを済ませるように指導するとともに、ゴミの持ち帰りの徹底、携帯トイレ持参について啓発していくこととしている<sup>2</sup>。

#### ⑥ ストックの利用マナーの周知

近年、歩行の補助具としてストックの使用が山岳地域で進んでいるが、尾瀬においても先端部にキャップを付けない状態での使用が多く、ストックにより歩道及び歩道周辺が掘り起こされ、歩道や植生に影響が表れている。歩道の維持及び植生保護のため、ストックを使用する際にキャップを付けるよう指導していくとしている<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成25年8月、40頁

<sup>2</sup> 同上、39頁

<sup>3</sup> 同上、39-40頁

## (5) ゾーニング内容

### 1) ゾーニングの基本方針

尾瀬国立公園では、平成 19 (2007) 年に新規指定された後も「日光国立公園尾瀬地域管理計画」を管理計画として運用していた。しかし同計画には、新たに編入した会津駒ヶ岳等の地域が含まれないこと、旧管理計画が策定より 12 年が経過しており利用状況の変化やニホンジカの食害等新たな課題が生じていることから、実情に即した管理方針が必要とのことで、平成 21 (2009) 年 3 月に「尾瀬国立公園管理計画検討委員会<sup>1)</sup>」が設置され、現地調査や委員会での議論を経て、平成 25 (2013) 年 8 月に管理計画書の改訂が行われた<sup>2)</sup>。

この「尾瀬国立公園管理計画書」で管理の基本方針として掲げている「快適かつ適正な利用の推進」及び「幅広い利用の促進」に示す利用に関する基本方針に基づく施策を効果的に実施するため、関東地方環境事務所では、利用形態等に応じエリア区分（利用のゾーニング）を行い、エリア毎に利用方針、維持管理及び整備方針を定め、適切に利用の誘導や施設整備等を実施、公園全体の適正な利用の推進を図るとしている。

表 1-26：尾瀬国立公園の管理の基本方針

- |                               |
|-------------------------------|
| (1) 自然景観の保全                   |
| (2) 自然環境の保全                   |
| (3) 快適かつ適正な利用の推進              |
| (4) 幅広い利用の促進                  |
| (5) 継続的なモニタリングの実施及び情報収集、発信の充実 |

出典：関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成 25 年 8 月、15-16 頁

### 2) ゾーニングに用いた評価項目及び区分の考え方

利用のゾーニングは国立公園の性格（特徴的な自然景観・立地等）や利用の性格、また、風景鑑賞や環境学習等の利用タイプ（利用形態）等の様々な要素を照らし合わせて考えるものであり、本公園は自然環境や利用形態等の特徴により、次表のとおり 4 つのエリアに区分している。

<sup>1)</sup> 学識経験者 3 名（国立公園協会の鹿野久男理事長（座長）、東京学芸大学の小泉武栄教授、東京大学大学院の下村彰男教授）及び林野庁、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、南会津町、桧枝岐村、片品村、魚沼市、日光市、尾瀬保護財団、東京電力㈱、三井物産㈱、尾瀬山小屋組合、尾瀬林業㈱から構成。出典：関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成 25 年 8 月、84 頁

<sup>2)</sup> 関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成 25 年 8 月、2 頁

表 1-27：利用ゾーニング4区分の概要

区分	概要
I 登山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>山岳地であり登山に利用されているエリア。</li> <li>中級以上の登山者向けの自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。</li> </ul>
II 軽登山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>起伏のある森林帯であり山岳探勝エリアへ至るまでのエリア。</li> <li>初級者も含む登山者に利用され、自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア</li> </ul>
III 山岳探勝エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い利用者層に自然探勝を目的とした利用がされているエリア。</li> <li>自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。</li> </ul>
IV 入山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園の入山口として利用されるエリア。</li> <li>車道の利用もあるエリア。</li> <li>自然環境学習の場及び自然とのふれあい活動の場としての利用も推進していくエリア。</li> </ul>

出典：関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成 25 年 8 月、35 頁

### 3) ゾーニングの面積及び配置

本公園におけるゾーニング区分は下図の通り配置されており、至仏山や燧ヶ岳、会津駒ヶ岳周辺は「登山エリア」、尾瀬ヶ原周辺は「軽登山エリア」、山の鼻、竜宮、見晴等の木道周辺は「山岳探勝エリア」、鳩待峠、富士見峠、大清水等は「入山エリア」と区分されている。なお詳細な区分設定については、次表のように整理されている。

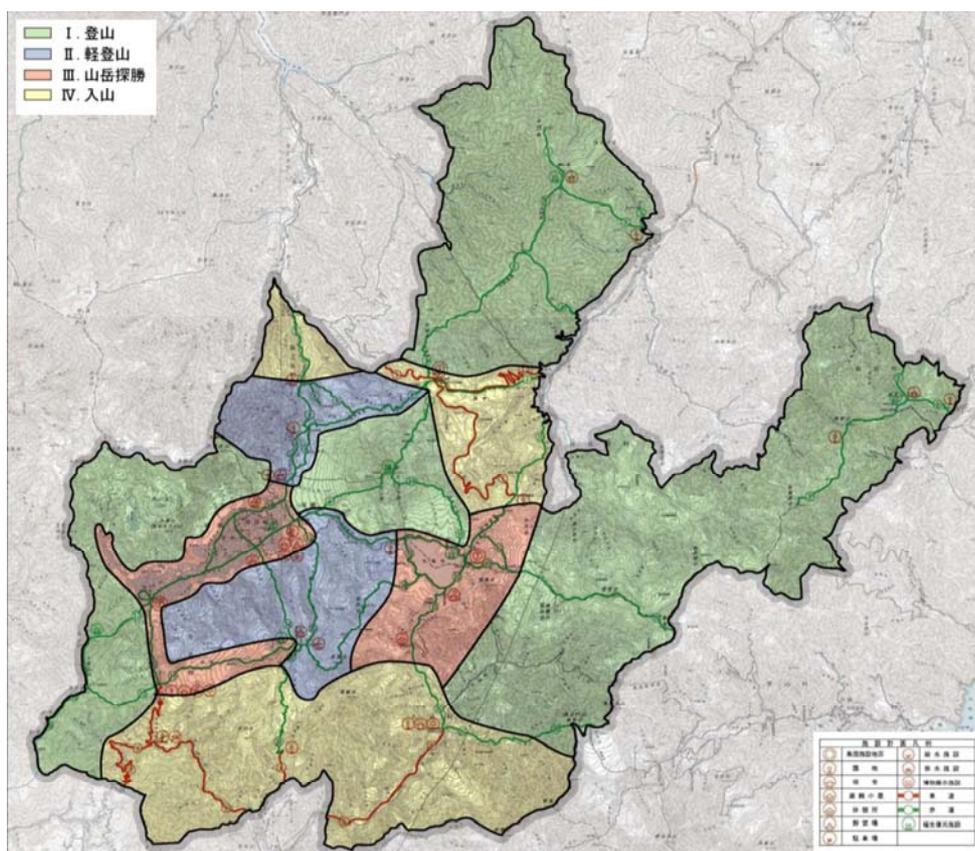


図 1-36：利用のゾーニング図

出典：関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成 25 年 8 月、45 頁

表 1-28 : 利用ゾーニング 4 区分の対象地域

区分	対象地域
I 登山 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・至仏山登山線道路（歩道）及びその周辺の至仏山一帯。</li> <li>・燧ヶ岳登山線道路（歩道）及び尾瀬沼燧ヶ岳線道路（歩道）とその周辺の燧ヶ岳一帯。</li> <li>・会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）、キリンテ富士見線道路（歩道）及び御池大杉線道路（歩道）とその周辺の会津駒ヶ岳一帯。</li> <li>・西根沢田代山線道路（歩道）及び猿倉台倉高山線道路（歩道）とその周辺の田代山・帝釈山一帯。</li> <li>・大清水鬼怒沼線道路（歩道）根羽沢鉦山跡～鬼怒沼区間及びその周辺。</li> <li>・尾瀬沼黒岩山線道路（歩道）黒岩山～小淵沢田代区間及びその周辺。</li> </ul>
II 軽登山 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小沢平裏燧線道路（歩道）澁沢温泉～天神田代、澁沢大滝、兎田代及びその周辺。</li> <li>・赤法華鳩待峠線道路（歩道）見晴～沼尻区間及びその周辺。</li> <li>・御池見晴線道路（歩道）御池集団施設地区～赤田代区間及びその周辺。</li> <li>・富士見峠尾瀬ヶ原線道路（歩道）富士見峠～竜宮区間及びその周辺一帯。</li> <li>・富士見峠見晴線道路（歩道）富士見峠～見晴区間及びその周辺。</li> <li>・鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）アヤマ平～尾瀬沼南岸区間及びその周辺。</li> </ul>
III 山岳探 勝エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤法華鳩待峠線道路（歩道）鳩待峠～見晴区間及び沼尻～沼山峠区間とその周辺。</li> <li>・御池見晴線道路（歩道）の赤田代～見晴区間及びその周辺。</li> <li>・鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）鳩待峠～アヤマ平区間及びその周辺。</li> <li>・尾瀬沼黒岩山線道路（歩道）小淵沢田代～尾瀬沼集団施設地区区間及び小淵沢田代～大江湿原区間とその周辺。</li> <li>・大清水尾瀬沼線道路（歩道）一ノ瀬～三平下区間。</li> <li>・尾瀬沼南岸線道路（歩道）とその周辺。</li> </ul>
IV 入山 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御池沼山線道路（車道）、七入御池線道路（歩道）及びその周辺と御池集団施設地区一帯。</li> <li>・笠科川鳩待峠線道路（車道）、戸倉坤六線道路（車道）及びその周辺。</li> <li>・戸倉富士見下線道路（車道）、富士見峠富士見下線道路（歩道）及びその周辺。</li> <li>・戸倉大清水線道路（車道）、大清水尾瀬沼線道路（歩道）大清水～一ノ瀬区間及びその周辺。</li> <li>・赤法華鳩待峠線道路（歩道）沼山峠～赤法華区間とその周辺。</li> <li>・小沢平裏燧線道路（歩道）小沢平～澁沢温泉及びその周辺。</li> </ul>

出典：関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成 25 年 8 月、43-44 頁

#### 4) ゾーニングの施設整備方針

ゾーニングに当たって、4 エリア毎に利用資源、利用方針及び利用方針に沿った適正な利用を推進するための維持管理及び整備方針を定めている。

表 1-29：施設の維持管理及び整備方針

区分	利用資源	利用方針	施設の維持管理及び整備方針
I 登山エリア	<p>第3章で示した(※)ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登山道、避難小屋、入山口の駐車場が既に整備されている。</li> </ul> <p>※至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無雪期は整備された登山道を歩く利用に限定する。</li> <li>関係団体・関係者と協力し、登山者でしか体験できない質の高い自然探勝を推進していくために、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの利用を推進していく。</li> <li>山岳地であることから、安全対策の徹底を周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。</li> <li>歩道は登山道として取り扱う。</li> <li>避難小屋やトイレ等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。</li> <li>相応の登山技術、体力、装備を有する利用者が登山を楽しめる歩道(登山道)として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。</li> <li>標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。</li> <li>入山エリアでの標識、パンフレット等を用いた利用マナーやルールの普及啓発、自然に関する情報提供機能等を充実させる。</li> </ul>
II 軽登山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3章で示した(※)ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観、歩道沿いの森林景観。</li> <li>III 山岳探勝エリアへの中継エリアとしての機能を果たす。</li> <li>登山道が既に整備されている。</li> </ul> <p>※富士見峠、等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無雪期は整備された登山道を歩く利用に限定する。</li> <li>中継エリアに留まらず、I 登山エリアを含む広い範囲での自然探勝や軽登山を目的とした利用を推進していく。</li> <li>関係団体・関係者と協力し、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの幅広いプログラムの提供を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。</li> <li>歩道は登山道として取り扱う。</li> <li>相応の登山技術、体力、装備を有する者が利用する歩道(登山道)として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。</li> <li>標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。</li> </ul>
III 山岳探勝エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3章で示した(※)ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な景観。</li> <li>自然保護活動や人文的な歴史を見ることができ、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼を中心とした木道敷設や排水対策、アヤマ平に代表される植生復元対策等。</li> <li>山岳探勝歩道(木道)、休憩テラス、博物展示施設、宿舎、野営場、休憩所、公衆トイレ、園地が既に整備されている。</li> </ul> <p>※鳩待峠、アヤマ平等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無雪期は整備された山岳探勝歩道を歩く利用に限定する。</li> <li>幅広い利用者層を想定し、自然探勝を目的とした利用、自然環境や歴史を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していく。</li> <li>関係団体・関係者と協力し、パンフレット、ビジターセンターの展示を中心とした知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの幅広いプログラムの提供を推進していく。</li> <li>特定の時期に尾瀬ヶ原の山ノ鼻～牛首間において利用の集中が見られることから、牛首～竜宮間及び牛首～ヨッピー吊橋間の利用を誘導する等、尾瀬ヶ原の木道(山岳探勝歩道)が有効に利用されるよう、利用誘導対策を実施していく。</li> <li>現在は日帰りの利用が多いが、本公園を代表する当該エリアを利用者がゆっくり楽しむことができるよう、地元と連携して宿泊利用者の増加を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。</li> <li>歩道は山岳探勝歩道として取り扱う。</li> <li>宿舎や野営場等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。</li> <li>特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者が利用する歩道を整備する。</li> <li>標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。</li> <li>ビジターセンターやパンフレット等により自然に関する情報提供を充実させるとともに、集団施設地区や宿舎、園地、休憩所についても情報提供拠点としての機能を充実させる。</li> <li>多くの利用があることから、頻繁に巡視を行い歩道の状況を確認するとともに、修繕が必要な箇所は施設管理者が適切に対応するものとする。</li> </ul>

IV 入山 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章で示した(※)人工林及び天然林。</li> <li>・自然とのふれあい体験活動の場。</li> <li>・アクセスが良く、地元の文化と自然資源を併せた活用が可能。</li> <li>・車道、駐車場、園地、休憩所が既に整備されている。</li> <li>※物見山、大清水等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入山口までの車道利用を含めたアクセス路として利用する。</li> <li>・公園内におけるルール、マナー等の情報提供、パンフレットの配布等、入山口としての機能の充実を図る。</li> <li>・大清水湿原及び御池田代には体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を楽しむことができるようにバリアフリーロードが整備されており、尾瀬に入れない利用者が身近に湿原の植生を探勝できる場や環境学習が行える場としての整備を推進していく。</li> <li>・自然資源や地元の文化に触れるエコツアー、ボランティア活動、自然教室の開催等、幅広い自然とのふれあい体験活動を推進していく。</li> <li>・津奈木湿原や鳩待峠のような車道沿いの豊かな自然資源についても利用を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い多くの者が利用するため、快適な利用空間の維持及び整備を行う。</li> <li>・車道及び林道は、路面改良や安全施設の設置等、必要最小限の維持管理に留める。</li> <li>・歩道は小沢平～澁沢温泉区間、沼山峠～赤法華区間は登山道として取り扱い、その他の歩道は山岳探勝歩道として取り扱う。</li> <li>・宿舎、休憩所の情報提供拠点としての機能を充実させる。</li> <li>・自然とのふれあい体験活動や環境学習の拠点としての機能を充実させていく。</li> </ul>
-----------------	---	--	--

出典：関東地方環境事務所「尾瀬国立公園管理計画書」、平成25年8月、35-38頁より作成

### 5) ゾーニングの管理運営体制

尾瀬国立公園では、群馬、福島、新潟の3県や、公園面積の4割を所有する東京電力株等が出資して、平成7(1995)年8月に「尾瀬保護財団」が設立されている。同財団の役割として、①尾瀬に関わる多くの関係者が一つのテーブルについて議論するための話し合いの「場」、②尾瀬の課題について議論するための正確なデータに基づく基礎研究の充実、③オーバーユース等諸問題への対応、④環境教育の拠点としての尾瀬の活用を掲げている<sup>1</sup>。また今後の尾瀬の基本方針や取り組むべき対策についてまとめた「尾瀬ビジョン<sup>2</sup>」の実現・推進、地域の多様な関係者の参加による協働体制の構築を目的とした「尾瀬国立公園協議会<sup>3</sup>」が平成19(2007)年に設置されている。

本管理計画における利用ゾーニングについても、上記のような関連組織との密接な連携により、管理・運用が進められることとなっている。

### (6) 尾瀬国立公園におけるゾーニングの特徴と課題

尾瀬国立公園における利用ゾーニングは、公園計画の中で明確に位置付けられている点が特徴的である。同公園では、至仏山に見られるような利用調整(片側通行)のような具体的な取り組みが進められており、今後の展開が注目される。

<sup>1</sup> 尾瀬保護財団「組織理念－尾瀬保護財団について」<http://www.oze-fnd.or.jp/>

<sup>2</sup> 「みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむ」を基本理念とし、今後の尾瀬の基本方針や取り組むべき諸対策について取りまとめたもので、尾瀬に関わる学識経験者、地元関係者、自然保護関係者及び行政機関等からなる「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」において検討、平成18(2006)年11月作成。

<sup>3</sup> 関東地方環境事務所、関係4県、関係市町村(2市1町2村)、土地所有者(国有林、民間2社)、山小屋組合、観光協会、自然保護団体、その他関係団体(計30名)で構成。事務局は関東地方環境事務所、(財)尾瀬保護財団である。

## 2-6. 岨山

### (1) 自然条件

#### 1) 自然の概況

岨山（標高 1,066.2m）は、北海道芦別市、夕張山地の東北部に位置し、夕張山地の最高峰である芦別岳山頂から北北西に 6.6 km の距離にある。標高 750m 以上の地域（面積 164.93ha）は、林野庁により「岨山高山植物保護林」に設定されている<sup>1</sup>。

岨山の特徴は、石灰岩が浸食されてできた急峻な岩峰群が露出し、ギリギシの語意の通り「切り立ったがけ」が連なっていることである。石灰岩を基盤とするため、栄養分が少なく常に乾燥しており、植物の生育にとっては極めて特異な環境であり、固有の高山植物群落が発達し、生物学的にも貴重な場所となっている。中でもレッドデータブックに掲載されているホテイアツモリソウや北海道希少野生動植物の保護に関する条例で指定されているギリギシソウ、オオヒラウスユキソウ、キバナノアツモリソウなどの石灰岩地帯に生息する希少種植物があり、極めて限定された貴重な地域といえる<sup>2</sup>。

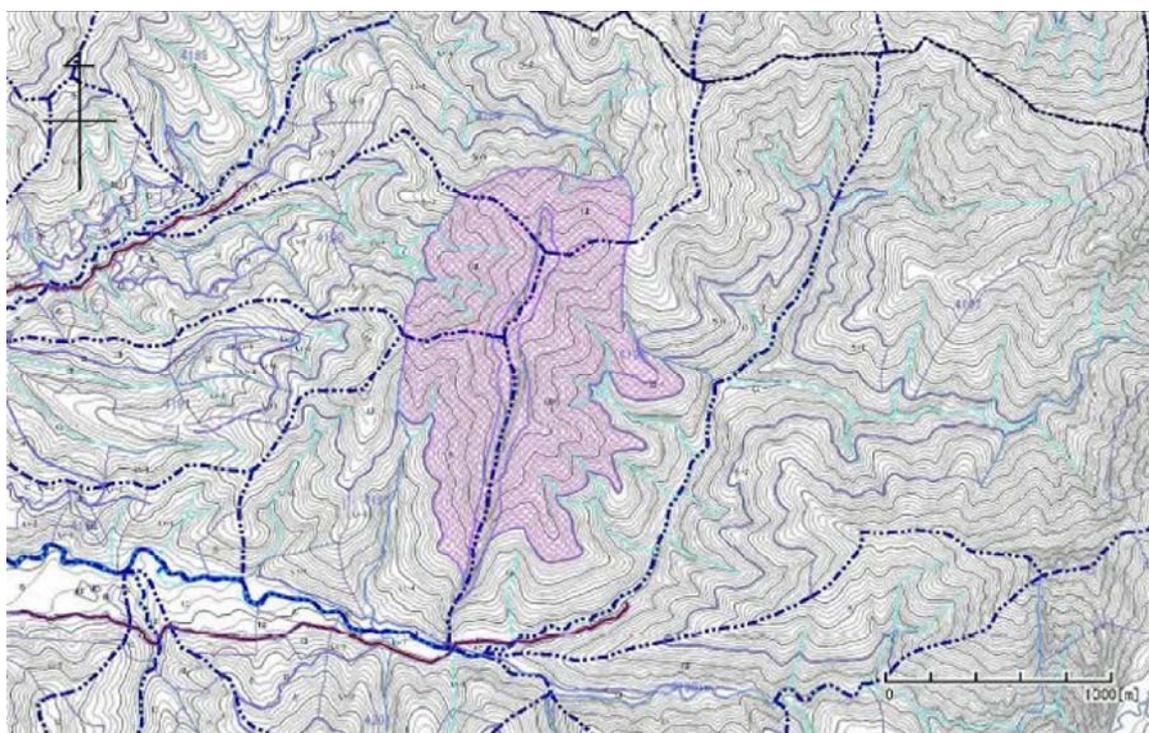


図 1-37 : 岨山高山植物保護林

出典：北海道森林管理局資料

<sup>1</sup> 岨山自然保護協議会「岨山の自然保護についての報告書 1999 年～、-岨山自然保護モニター登山参加者資料 2013（H25）年版-

<sup>2</sup> 空知森林管理署・菊池浩司、岨山自然保護協議会・山岡桂司「岨山鉱山植物保護林における入山制限の取組み」



嵯山



沢登り

出典：芦別市農林課林務係資料

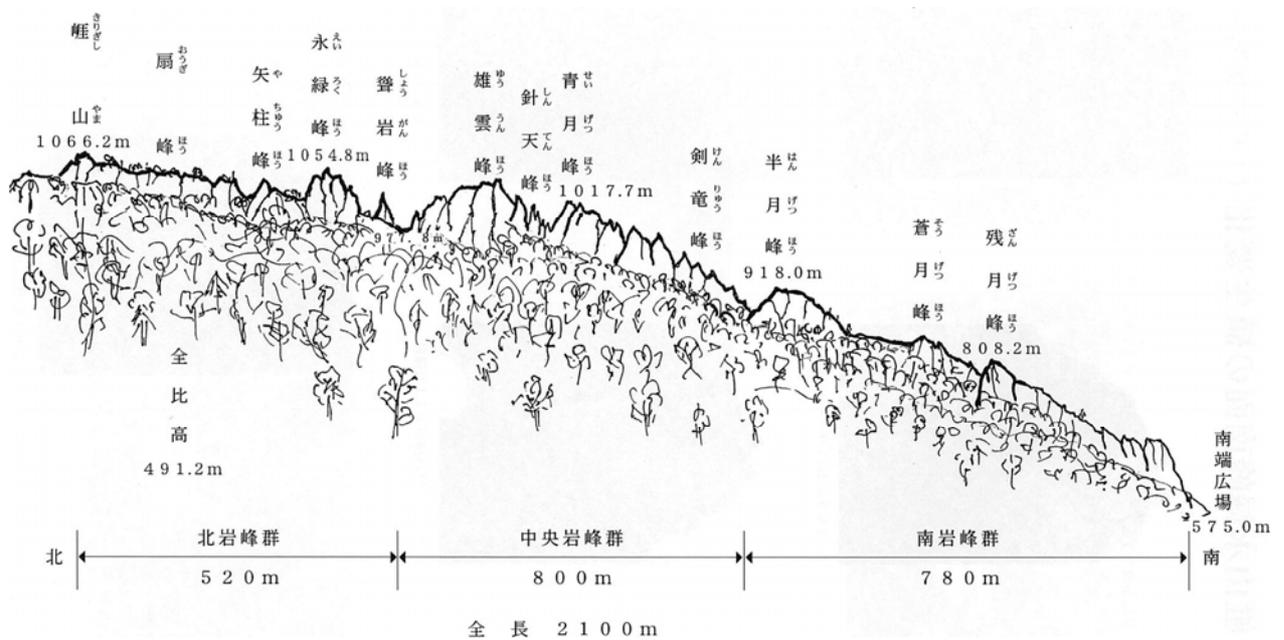


図 1-38：嵯山西面前景図

出典：嵯山自然保護協議会「嵯山の自然保護についての報告書 1999 年～、-嵯山自然保護モニター登山参加者資料 2013 (H25) 年版-

## 2) 自然環境保全上の課題と対応策

### ① 嵯山の荒廃要因

かつては秘境といわれ、限られた者しか利用しなかった嵯山であるが、昭和 62 (1987) 年に芦別～三笠間の国道 452 号が開通して以降、日帰り登山が可能となり、登山者が増加した。その後、高山植物の宝庫として紹介されると、大量盗掘なども重なり、希少植物の減少が急激に進んだ。人が入ることで、外来種(オオバコやセイヨウタンポポ等)が侵入し、山中の至る所に繁殖が見られ、希少種を含む在来種への影響が危惧されてきた。

### ② 嵯山自然保護協議会の設立と活動

こうした急激な自然環境の悪化による嵯山の将来を危惧して、平成 11 (1999) 年 1 月、芦別市、

芦別市教育委員会、北海道森林管理局森林技術第一センター、芦別営林署（現・空知森林管理署）、芦別木材協会、芦別山岳会の関係団体が集まり、岨山高山植物保護林に自生している高山植物を保護するため、「岨山自然保護協議会」を設立した。同協議会では、応急措置として、5年間の入山制限を行い、現地状況確認のための「学習登山会（平成13（2001）年度よりモニター登山会と改称）」を開催することとした。

なお5年間の入山制限の効果として植生が回復傾向にあること、入山制限の解除により再び植生の荒廃が懸念されることから、北海道森林管理局は、平成16（2004）年度以降も、引き続き入山制限を実施していくこととした。具体的な制限内容については①岨山南端登り口から約11km手前の林道ゲートで通行止め、②岨山自然保護協会が主体となってモニター登山等を実施、それ以外の登山は制限、③新たにボランティアによる巡視の実施、等を行っていくとしている<sup>1</sup>。

### ③ 入山制限の効果

入山制限の開始から10年以上が経過しており、徐々に植生回復が進んでいることが報告されている。例えば、「北海道指定の希少種キバナノアツモリソウの定点観測結果について、平成12（2000）年と平成16（2004）年の調査結果を比較すると、個体数が2倍以上に増えた<sup>2</sup>」、「盗掘により激減したホテイアツモリが、平成15（2003）年には4株しか確認できなかったが、平成17（2005）年には14株に増えた<sup>3</sup>」こと等が報告されている。

---

<sup>1</sup> 北海道森林管理局「平成16年度以降の岨山の入山制限について」、平成16（2004）年3月10日発表

<sup>2</sup> 「希少種・キバナノアツモリソウ個体数2倍以上に—岨山協議会総会」北海道新聞、平成17（2005）年4月21日付

<sup>3</sup> 「岨山の植物守ろう 芦別 市民集い「考える会」」北海道新聞、平成17（2005）年10月2日付

## （２）施設整備・管理状況

### １）施設の整備内容・管理状況

岨山において全山入林制限を実施するに当たって、北海道森林管理局が林道ゲートの新設、監視小屋及び説明板の設置、保護啓発リーフレットの作成、監視体制の整備、植生定点調査等を実施することとなった。また平成 17（2005）年度からは盗掘やゲート等関連設備の破壊防止のために、芦別警察署も協議会に加わった<sup>1</sup>。

岨山の自然保護活動を推進するにあたって、市民の理解や協力が不可欠であることから、平成 12（2000）年に協議会内にボランティア部（有志 23 名が登録）を設置して、希少植物や山体崩壊保護、外来種駆除等に対応してきた。入山制限の延長希望を機会に、新たなボランティア団体による巡視体制を整備するために、「岨山自然保護ボランティア」を募集したところ、計 19 名の応募があったため、平成 16（2004）年 4 月に第 1 回研修会を開催し、モニター登山会のサポート、ルート整備、外来種駆除、資材設営等の協力を要請した。

また平成 16（2004）年 5 月には、岨山自然保護ボランティアと空知森林管理署との間で、森林パトロール活動の協定が結ばれ、高山植物保護のための巡視活動（約 253ha）、2 か所の林道ゲートの損壊や施錠の確認、監視小屋の管理等を担当することとなっている<sup>2</sup>。

### ２）施設の管理・運営上の課題

岨山の巡視活動については、入山制限が始まって以降、空知森林管理署が委嘱する自然保護管理員（2 名）が実施していたが、平成 16（2004）年以降、岨山自然保護ボランティア（約 20 名）が実施することとなった。

ボランティアは、腕章を着用して森林パトロールを実施するが、保護林制度に基づく入山制限には罰則がないため、入山者を発見した場合には入山の自粛を求めるにとどまる。今後は、ボランティアの人員確保や権限の調整等が課題となっている<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 岨山自然保護協議会「岨山の自然保護についての報告書 1999 年～、-岨山自然保護モニター登山参加者資料 2013（H25）年版-

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> 「入山規制から 5 年の岨山 植生回復 順調に進む」北海道新聞、平成 16 年 7 月 7 日

### (3) 利用現況

#### 1) 利用の歴史と近年の利用形態の変化

嵯山は秘境といわれ、限られた者しか利用しない山域であったが、昭和 62 (1987) 年の国道 452 号開通以降、日帰り登山が可能となり、登山者が急増した。

嵯山自然保護協議会の山岡会長によれば「オーバーユースの始まりは、ロッククライマーたちであり、札幌などからも大勢がやってきて、岩峰に登り始めた。彼らは岩にしがみつくに、手がかり・足がかりを探すが、岩の隙間はトチナイソウにとって貴重な生育場所であった、それが踏みつけられた。岩に打ち込んだハーケン（ピトン）がそのまま放置されると、鉄分が溶け出して石灰岩性植物に影響を与えた」、「“花の山”として紹介されたために、とりわけ中高年の登山者が急増したこと、嵯山にはあらかじめ整備された登山道がないため、登山者は、木が生えていなくて比較的歩きやすい岩峰の基部を選んで歩くが、そこは植物が密生する場所でもあり、踏みつけられて死滅し、また礫層が押し固められて雨が浸透しなくなり、いわゆるダム効果を起こして水が一気に流れ出して下部の斜面崩壊を招いたこと」等が指摘されている<sup>1</sup>。

全域に入山規制がなされている現在、嵯山に入山できるのはモニター登山参加者のみである。

#### 2) 利用者数及び利用者の属性

##### ① 利用者数

嵯山の利用者は、入山制限開始以降はモニター登山会参加者のみとなっている。モニター登山会は、一般の人々に植物群の回復の現状を見てもらうとともに、入山制限と植物保護について理解を深めてもらうことを目的とする。モニター登山会への参加希望者は嵯山自然保護協議会事務局である芦別市に申し込む。モニター登山会は公募抽選方式で行われており、年あたりの開催回数及び定員数は、年次によって変更されている。

初年度は日帰りであったが、2年目からは1泊2日の行程に変更され、1日目に約3時間の事前研修を受けて嵯山のこれまでの状況や保護活動の経緯について学んだ後、2日目に登山となっている。なお事前研修の受講は必須である。平成 25 (2013) 年 3 月現在、参加者の参加負担金は7千円となっている。初年度から平成 25 (2013) 年度までに、延べ1,609名が参加している。

表 1-30 : 学習登山会 (モニター登山会) の開催回数の変遷

年度	開催回数/年	各回の定員
1999 (H11) ~2003 (H15)	3回	30名
2004 (H16)	6回	30名
2005 (H17)	6回	25名
2012 (H24)	3回	25名

出典: 嵯山自然保護協議会「嵯山の自然保護についての報告書 1999年～、-嵯山自然保護モニター登山参加者資料 2013 (H25) 年版-より作成

<sup>1</sup> 山岡桂司 (嵯山自然保護協議会) 「日本初の入山制限—嵯山の現状」、たきかわ環境フォーラム「エコカフェ」(2008年9月27日開催、於: 滝川市森のかがく活動センター) における講演議事録より引用

表 1-31：学習登山会（モニター登山会）の参加負担金の変遷

年度	参加負担金
1999（H11）	無料（日帰り）
2000（H12）	携帯トイレ、水溶性ティッシュ、安全誘導対策等の実費として参加負担金の徴収を開始。1,000円（行程は1泊2日に変更）
2006（H18）	5,000円※
2007（H19）	6,000円
2010（H22）	7,000円

※2000～2006年までの参加負担金額詳細は不明

出典：嵯山自然保護協議会「嵯山の自然保護についての報告書 1999年～」、嵯山自然保護モニター登山参加者資料 2013（H25）年版より作成



平成 25 年度 第 1 回嵯山自然保護モニター登山の様子

出典：北海道森林管理局資料

表 1-32：学習登山会（モニター登山会）への応募者数・登山者数

区分	応募者数	登山者数	備考
H11・H12	2680	148	
H13・H14	1375	182	
H15	207	86	
H16	621	199	宿泊3回、日帰り3回
H17	458	139	
H18	458	139	第3回目雨天中止のため、次年度に順延
H19	475	121	前年度順延分を含む
H20	469	144	
H21	250	113	
H22	167	78	
H23	143	108	前年度順延分を含む
H24	-	77	
H25	289	75	

注) 各回の登山者数に変動があるのは、自己都合での参加辞退や荒雨天中止による登山順延で人数調整をしたため。  
出典：嵯山自然保護協議会「嵯山の自然保護についての報告書 1999年～」、嵯山自然保護モニター登山参加者資料 2013（H25）年版、及び芦別市資料より作成

## ② 利用者の属性

モニター登山会では、参加者にアンケート調査を実施しており、平成11年から23年までのアンケート結果をとりまとめている。参加者の属性をみると、男性が多く（58.9%）、年齢は60代以上（42.5%）、50代（36.2%）がほとんどを占めている。登山歴は「10年以上」が59.7%、「5～10年未満」が24.1%となっており、登山の経験豊かな層が参加していることが伺える<sup>1</sup>。

なお平成25年度の応募状況をみると、札幌市を中心に道内からの申し込みが多いものの、東京都、埼玉県等関東地方や、南は徳島県まで全国から申し込みがあることがわかる。

表 1-33 : モニター登山への応募状況（平成25年度）

平成25年度 市町村別応募状況

市町村名	応募数	市町村名	応募数	市町村名	応募数	道外名	応募数
札幌市	70	函館市	4	置戸町	2	東京都	7
旭川市	6	深川市	1	音更町	2	埼玉県	6
芦別市	3	富良野市	2	上士幌町	1	神奈川県	4
石狩市	3	室蘭市	6	京極町	1	群馬県	5
岩見沢市	1	士別市	1	小清水町	2	茨城県	3
恵庭市	5	伊達市	2	鹿部町	1	千葉県	2
江別市	6			鷹栖町	1	大阪府	1
小樽市	4			秩父別町	1	兵庫県	8
帯広市	3			天塩町	1	滋賀県	1
北広島市	5			中標津町	1	静岡県	2
釧路市	2			長沼町	8	徳島県	1
登別市	5			別海町	1		
千歳市	2			幕別町	1		
苫小牧市	3			陸別町	1	合計	198

出典：芦別市農林課林務係資料

## 3) 主な到達手段

入山規制が開始されてから、林道は通常閉鎖されており、ゲートは施錠されている。なおモニター登山参加者は、道の駅「スタープラザ芦別」に集合し、主催者が準備するシャトルバスで林道の終点地（登山口）へと向かう。モニター登山のルートは、極力植生を傷めないように選定されており、過年度のルートは下表のとおりとなっている。

<sup>1</sup> 岨山自然保護協議会「岨山の自然保護についての報告書 1999年～、-岨山自然保護モニター登山参加者資料 2013（H25）年版-

表 1-34 : 学習登山会（モニター登山会）のルート

年度	備考
1999（H11）～ 2000（H12）	尾根ルート（尾根南端～岩稜基部の往復）
2001（H13）～ 2002（H14）	五の沢ルート（西側斜面の沢登り）
2003（H15）～	扇沢ルート（東側斜面の沢登り）

出典：嵯山自然保護協議会「嵯山の自然保護についての報告書 1999年～、-嵯山自然保護モニター登山参加者資料 2013（H25）年版-より作成

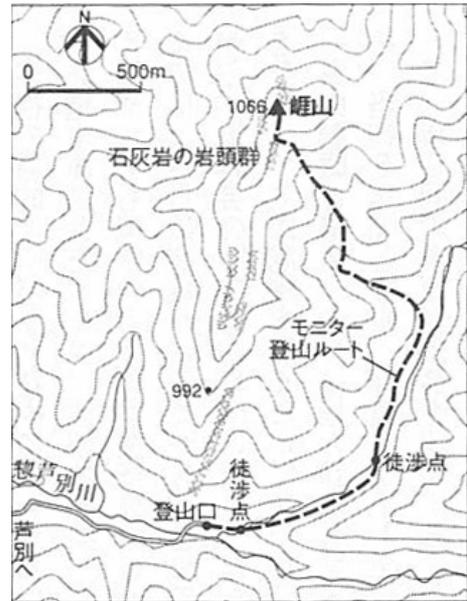


図 1-39 : 扇沢ルート（東側斜面の沢登り）

出典：山と溪谷社「連載 盗掘のない山を取り戻すために 第6回 嵯山 北海道 夕張山地」、2006年9月号、60頁

#### （4）ゾーニング内容

高山植物の保護を目的として、嵯山高山植物保護林の全域に対して入山制限をかけており、立入は、年に数回のモニター登山会参加者に限定している。したがって利用のためのゾーニング区分は行っていない。また植生保護が大前提であるので、利用のための施設整備等は実施していない。

#### （5）嵯山におけるゾーニングの特徴と課題

嵯山における一般登山者の入山制限は、林野庁の保護林制度に基づく措置であり、全国的にも類のない事例である。入山制限は、嵯山への登山口が限られていること、嵯山自然協議会等、地域の協力体制が整っていることにより可能となっている。国と地方が一体となって進めている植生保護に特化したゾーニングのモデルケースとして評価できる。

## 2-7. 白神山地世界遺産地域

### (1) 自然条件

#### 1) 自然の概況

白神山地は、日本の本州の北部、日本海側の標高約 200m から 1,250m の山地帯に位置する東アジアで最大の原生的なブナ属の森林が広がる地域で、約 12,000~8,000 年前から北日本の丘陵や山地を覆っていた冷温帯ブナ林が残存している。

白神山地では、日本海側の内陸部に特徴的で世界的にも稀な多雪環境を反映して、日本固有のブナ (*Fagus crenata*) を単一の優占樹木とした森林を形成し、常緑性のチシマザサに代表される林床植物を含む多様な植物を伴った特有の植物群落が形成されている。

また、白神山地には、老齢林を含む多様な森林環境を必要とするクマゲラなどの希少な鳥類、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザルなどの大型哺乳類が生息し、これらを始めとした多くの種が相互作用を持ちながら、生態系の構成要素として機能している。遺産地域は、多雪環境を反映したブナ林と急峻な地形を有した白神山地の中心部に位置しており、人為の影響をほとんど受けることなく、原生的なブナ天然林が大面積にわたって成立してきた地域である。

遺産地域は、その全域が林野庁所管の国有林野である。また、環境省、林野庁、文化庁、青森県及び秋田県により各種保護地域等（白神山地自然環境保全地域、白神山地森林生態系保護地域、天然記念物、津軽国定公園等の自然公園、国指定白神山地鳥獣保護区、国内希少野生動植物種及び保安林）に指定され、自然環境の保全が担保されている<sup>1</sup>。



小岳から白神岳を臨む白神山地



ブナ林

出典：白神山地世界遺産センター資料

<sup>1</sup> 環境省・林野庁・文化庁・青森県・秋田県「白神山地世界遺産地域管理計画」平成 25 年 10 月



図 1-40：白神山地地域概要図

出典：白神山地世界遺産センター資料

## 2) 自然環境保全上の課題と対応策

### ① ニホンジカの分布拡大

白神山地周辺では、近年、ニホンジカを目撃情報が寄せられており、今後、シカによる食害が懸念されている。こうした状況を受けて、白神山地世界遺産地域科学委員会では、白神山地周辺におけるシカの生息状況について注視していくとしている。

一方、白神山地においてはマタギの狩猟区域が鳥獣保護区に指定される等の事例も見られ、マタギ文化が薄れ、山への入り方や狩猟の知識がなくなりつつあり、今後のシカ等の鳥獣害に対応できなくなると懸念されている。

表 1-35：白神山地におけるシカ害の脅威について報じる新聞記事

今年で世界自然遺産登録から 20 年を迎える白神山地（青森・秋田県）の周辺で、これまでいなかったニホンジカを目撃情報が相次いでいる。本州のシカの北限は 1980 年ごろまで岩手県南部とされていたが、繁殖力の強さに加え、温暖化や猟師の減少により生息域を拡大している。白神にシカが入り込めば、貴重なブナの原生林が食害で大きな打撃を受けかねないとして、専門家らは警戒を強めている。今年 4 月、世界遺産地域から約 16 キロ北東の岩木山麓（青森県弘前市）でニホンジカを目撃情報が県に寄せられた。さらに 9 月 6 日、山形大の江成広斗准教授（野生動物管理学）と、妻で農学博士の江成はるかさんが、約 9 キロ北東の同県西目屋村の杉林に設置した無人カメラに雄 2 頭が映っているのを確認した。10 月 7 日に秋田市で開かれた白神山地世界遺産地域科学委員会では「最悪の場合 5～6 年で白神山地に入ってくる」との見方が示された。

（略）

白神山地は人の手が入らないブナの原生林が評価され、93 年に世界遺産に選定された。森林総合研究所東北支所（盛岡市）の堀野真一・生物多様性研究グループ長は「ブナの稚樹が食べられ、次世代が育たなくなる。ブナ林を中心とした白神の姿が変わる恐れがある」と危惧する。（略）

出典：「白神山地：世界遺産にニホンジカ迫る ブナ食害に警戒」、毎日新聞（2013 年 10 月 19 日付）より抜粋

表 1-36：白神山地のシカ対策について報じる新聞記事

（略）遺産登録という光の裏で、マタギ文化が徐々に薄れ、地球温暖化やニホンジカ侵入など新たな脅威も出始めている。環境保全と地域振興、そして後世への継承は今後どのような道を進むのか。環境の専門家である青秋林道建設反対運動に参加した経験を持ち、現在白神マタギ舎のガイドとして白神の魅力伝える弘前大学の牧田肇名誉教授（72）に話を聞いた。

牧田さんは遺産登録されたことで、核心地域は入山制限や禁漁区指定など、人の影響を極力遠ざける管理体制が敷かれたと説明。「登録前はテントを張るために木を切っていた場所も木々が再生した」と管理の効果を評価するが「違法な釣り人が減らず、保全されなければならないイワナなどの魚も減ったようだ」と一部のマナー違反を指摘する。環境面では、現段階で核心地域に大きな変化はないとみるが「管理体制の範囲を超え、世界規模での環境変化が進んでいる」と警鐘を鳴らす。地球温暖化は、冷涼な気候に適したブナの生育環境減少に直結する、白神の価値を根本から揺るがす問題だが「仕方がないこと。推移を見守るのが遺産の在り方」と変化を受け入れ、必要以上の干渉を避けるべきとの見方を示す。

ただ、防止策が必要な事案も。特に深刻なのはニホンジカとアライグマだ。今年から白神周辺でニ

ホンジカが目撃が相次ぎ、さらにアライグマも増加。食害による生態系崩壊が危惧されている。ニホンジカについては白神の裸地化が危ぶまれ、国を挙げての対策が急がれるが、牧田さんは「目屋マタギの狩猟区域がほぼ鳥獣保護区に指定された。結果、マタギ文化が薄れると、山への入り方や狩猟の知識がなくなり、シカなどに対応できなくなる」と現行の管理体制の落とし穴を指摘する。

出典：「世界遺産白神 登録から 20 年 第 3 部：次世代に託す 識者に聞く未来＝3・完」、陸奥新報（2013 年 12 月 20 日付）より抜粋

## ② 伐採、釣り、たき火等の違法行為

核心地域における違法伐採、釣り行為、たき火などが毎年確認されており、自然生態系への影響が懸念されている<sup>1</sup>。関係機関では、パトロールを行うとともに、白神山地への入山者に対してルール遵守を呼び掛けている。

## ③ 地球温暖化によるブナの分布域の減少

地球温暖化により気温が上昇し、ブナの分布域が減少する恐れがあるとの指摘がされており、今後はブナ林の変化をモニタリングで把握できるような体制を組むための議論が進められている<sup>2</sup>。また現在の気候条件ではカシノナガキクイムシの温度条件から青森南部が北限となっているが、温暖化によって分布が北上する可能性が高く、今後はナラ枯れの拡大が懸念されている<sup>3</sup>。

表 1-37：白神山地における温暖化の影響について報じる新聞記事

地球温暖化の影響が徐々に表れ始めていると示唆するのは東北大学大学院生命科学研究科の中静透教授。「気温が高いため、標高が低いほどブナの実は落下しなくなるが、以前はブナの実が 1 平方メートル当たり 1,000 個落ちていた赤石川源流部は、今では 200～300 個ほど」と兆候を語る。「気温が上がることでブナの分布域も減るので、地球温暖化によるブナ林の動態を今後の調査でつかめていたら」と話す。(略)

出典：「世界遺産白神 登録から 20 年 第 2 部：環境と生態系 核心地域を訪ねて (上) = 1」、陸奥新報（2013 年 9 月 29 日付）より抜粋

<sup>1</sup> 秋田県生活環境部・自然保護課「白神山地世界自然遺産秋田県側の成果と課題」白神山地世界自然遺産地域科学委員会、資料 3

<sup>2</sup> 東北大学大学院・中静透教授の発言より引用。出典：第 2 回新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会・議事録（平成 24 年 9 月 20 日開催）

<sup>3</sup> 第 2 回新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会（平成 24 年 9 月 20 日開催）、配布資料 1：白神山地（白神山地世界自然遺産地域科学委員会）

## (2) 施設整備・管理状況

### 1) 施設の整備内容・管理状況

白神山地周辺には、環境省、林野庁、青森県により4つのビジターセンター等が設置されている。

表 1-38 : 白神山地周辺のビジターセンター等

施設名（住所・連絡先）	開館時間	備考
白神山地ビジターセンター （青森県中津軽郡西目屋村大字 田代字神田 61-1 TEL：0172-85-2810）	8：30～17：00（4月1日～10 月31日） 9：00～16：30（11月1日～3 月31日）	青森県が整備 平成10（1998）年開館
白神山地世界遺産センター「西 目屋館」 （青森県中津軽郡西目屋村大字 田代字神田 61-1 TEL：0172-85-2622）	8:30～17:00 〔休館日〕土、日曜日、祝日等	環境省が整備 平成9（1997）年開館 ※西目屋自然保護官事務所が併 設。（自然保護官2名、アクティ ブ・レンジャー2名が勤務）
白神山地世界遺産センター「藤 里館」 （秋田県山本郡藤里町藤琴字里 栗 63 番地 TEL：0185-79-3001）	9：00～17：00（4月～12月） 10：00～16：00（1月～3月） 〔休館日〕毎火、年末年始 ※1月～3月は毎月・火	環境省が整備 平成10（1998）年開館
藤里森林生態系保全センター （秋田県山本郡藤里町藤琴字大 関添 24-3 TEL：0185-79-1003）	-	林野庁が整備

出典：環境省・白神山地世界遺産センター資料、林野庁資料より引用

白神山地ビジターセンターは、青森県により設置され、現在は青森県森林組合連合会が指定管理者となっている。主な事業としては、自然観察会の実施、ネイチャースクール、ネイチャークラフト、特別展の実施、センターだよりの発行、ホームページ等による情報提供、イベント等を活用したビジターセンターのPR実施、施設案内リーフレット、展示ホールガイド、白神山地ガイドマップの作成等を行っている。白神山地ビジターセンターの利用者数は、54,624人（平成21（2009）年度）、56,767人（平成22（2010）年度）、40,140人（平成23（2011）年度）、54,613人（平成24（2012）年度）となっており、東日本大震災の影響を受けた前年度の実績を大きく上回り、震災以前の水準近くまで回復している<sup>1</sup>。

白神山地ビジターセンターに隣接する白神山地世界遺産センター「西目屋館」は、世界遺産をまもるための調査研究施設である。実験室や資料室、会議室などがあり、白神山地における調査研究活動への支援を実施している。また子どもたちの体験キャンプなどの環境教育活動も行っている。展示室では白神山地に関する資料や白神山地の生物の写真などを展示している。秋田県側にある「白神山地

<sup>1</sup> 青森県環境生活部自然保護課「平成24年度 白神山地ビジターセンターの管理運営状況」

世界遺産センター・藤里館」においては、世界遺産条約の概念や白神山地の自然に関する資料の展示、図書コーナーの設置、写真展を開催しており、自然アドバイザーが常駐し、来館者への案内・解説を行うほか、世界遺産センター活動協議会による自然観察会や子どもたちを対象とした環境教育活動を実施している<sup>1</sup>。

藤里森林生態系保全センター（旧・藤里森林センター、平成 25（2013）年 4 月 1 日より名称を変更）は、林野庁が整備した施設である。同センターでは、国民参加の森林づくりの推進を図るため、秋田県側の白神山地森林生態系保護地域（世界遺産地域）の保全管理とともに、周辺地域の国有林をフィールドに、森林教室や体験学習、森林とのふれあいを推進するための事業の実施等を通じ、森林環境教育等の積極的な推進に取り組んでいる。

## 2) 民間施設との協力関係

白神山地における入山手続等のパンフレットを民間の観光施設等に配布して周知に努めている。

遺産地域の管理の一環として、遺産地域における違法行為の防止と入山者のマナー向上を促進するため、環境省、林野庁等の関係行政機関は地元市町村と共同で巡視活動を実施しているが、これを補完するため、民間のボランティアに巡視を委嘱している<sup>2</sup>。

## 3) 施設の管理・運営上の課題

白神山地は広範囲にわたっており、保全に関わる指定地域についても自然環境保全地域、森林生態系保全地域、国定公園、県立自然公園等、多岐にわたるため、それぞれの管理主体が異なる。このため、世界自然遺産地域全体の保全や管理の方針等について、関係者が一堂に会して議論する場が必要であり、関係行政機関と地元市町村の連絡調整の場として「白神山地世界遺産地域連絡会議」等が設置されている。

なお近年は、白神山地への観光客の減少に伴い、自治体によっては観光施設や歩道の管理費用が捻出できず、厳しい状況にあることが指摘されている。

表 1-39：白神山地周辺における地域の現状について報じる新聞記事

本県（注：青森県）の白神観光で最多の観光客数を誇る暗門の滝、樹齢 400 年を超えるとされるブナの巨木マザーツリー。核心地域への入山は限られるが、西目屋村には白神山地に育まれた数多くの観光資源がある。過疎と高齢化が進む山村は世界遺産登録後、ピーク時には年間 60 万人の観光客でにぎわい、観光施設も続々オープン、地域雇用も創出された。しかし近年は、ツアーを中心に観光客の減少が顕著になり、こうした施設も厳しい経営状況に置かれている。有志の協力で賄われる暗門の滝歩道の整備資金も減少の一途で、村が毎年 1,000 万円近く負担する状態が続く。登録 20 年で再び脚光を浴びる白神山地。村の観光対策も岐路に立っている。（略）

出典：「世界遺産白神 登録から 20 年 第 1 部：地域の現状 地域振興への課題」、陸奥新報（2013 年 6 月 30 日付）より抜粋

<sup>1</sup> 環境省・白神山地世界遺産センター資料

<sup>2</sup> 環境省・林野庁・文化庁・青森県・秋田県「白神山地世界遺産地域管理計画」（平成 25 年 10 月）

### (3) 歴史文化資源の状況

#### ○マタギ文化

白神山地では、17世紀から弘前藩領内において「狼荒れ」「熊荒れ」など野生動物と地域住民の生業活動との間で農作物被害や人身事故などの軋轢が生じ、藩の日記に記録されるようになる。そして「またぎ役」と呼ばれる藩の在郷足軽として農民の一部が野生動物に対応する役割として位置づけられるようになった。「マタギ」と呼ばれる伝統的な狩猟文化を継承する狩猟者集団は、農業や山住の杣夫（樵など）を主生業としつつ、秋季から春季までを中心にブナ林の奥に分け入り、ツキノワグマを始めとする野生動物を獲り生活資源あるいは換金資源として活用する狩猟活動を副業として生活してきた。マタギは山の神を信仰し、すべての獲物は山の神の授かりものと考えなど、独特の自然観により、自然と共生する生活様式を継承し、またそうした歴史的な経験の蓄積によって醸成されてきた独自の知識体系を有して現在に至っている。加えて、薬草利用を含む山菜やキノコの採集活動も近世初頭（16世紀）の古文書記録から確認でき、その持続的な山野の資源利用が広範におよんでいたことを裏付けている<sup>1</sup>。

#### ○木材や鉱山利用の文化

白神山地の豊富な森林資源を活用して、木材利用や薪炭生産、ブナ材を盆、椀、盃などの漆器の木地としてつくる木器づくりが住民の生業として盛んに行われた他、白神山地周辺の尾太鉱山では銀・銅・鉛を、田良鉱山では鉛が産出され繁栄してきた<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 環境省・林野庁・文化庁・青森県・秋田県「白神山地世界遺産地域管理計画」平成25年10月、6頁

<sup>2</sup> 環白山エコツーリズム推進協議会資料「白神山地の人と暮らしと文化」<http://www.eco-shirakami.net/life>

#### (4) 利用現況

##### 1) 利用の歴史と近年の利用形態の変化

###### <古代～近世>

白神山地とその周辺における人の営みの歴史は、縄文時代（旧石器末期から新石器までに相当）にまで遡る。縄文時代の遺跡は、鱒ヶ沢町、深浦町（旧岩崎村）等の海岸段丘上、西目屋村の岩木川沿いの砂子瀬地区を中心に分布している。鎌倉時代（1185年～）に入ると、幕府の支配が津軽にも及ぶようになり、南北朝期の正平 15（1360）年頃には、根城南部氏が白神山地及びその周辺の目谷郷（現西目屋村）をも支配するようになったとされている。17世紀後半に入ると弘前藩では山林保護と造林からなる林業政策が整備され、白神山地でも木材生産のための伐採が行われるようになる。18世紀に入ると、白神山地東側の西目屋地域では尾太鉦山を中心とした銅鉛鉦山が最盛期を迎え、坑道の維持や製錬用としての木材の生産のための伐採が行われるようになる。一方で、遺産地域を含む白神山地の中心部では、地形が急峻なために、人為による大きな影響は少なく、ブナ林の原始的な状態が保持されてきた。

また18世紀末、弘前藩では目屋野沢地域（現西目屋村）を流木（ながしぎ＝薪材の呼称）の生産地と位置付け、十箇年廻伐（薪材を伐採する輪伐）のルールを設定して計画的な伐採を行ったとされる。19世紀頃の白神山地の様子は、日本画家である平尾魯僊の「暗門山水観」（現存する絵は、弟子の山形岳泉の写）により描かれており、暗門川流域（現西目屋村）で流木を伐り出す目屋地域の人々の生業の様子を伺うことができる<sup>1</sup>。

###### <世界遺産登録に向けた動き>

20世紀に入ると、当時の農商務省山林局が所管する森林について、国有林野施業案編成規程に基づく施業案の編成が進められ、国有林野として計画的な森林施業が実施されるようになった。高度経済成長期には、木材需要の増大に対応するため全国的に天然林の伐採が進められ、白神山地では中央部を縦断する「春秋林道」が計画された。これに対し、地域住民等から天然林等に対する保護の要請が高まり、計画は中止された。このように、昭和60年代に入り、原始的な森林生態系の保全など自然保護への配慮が一層求められるようになったこと等を受け、平成2（1990）年3月には、林野庁が白神山地の中心部の保全と学術的利用などを図る目的で約1万7千haを森林生態系保護地域に設定するとともに、平成4（1992）年7月には環境庁（当時）が自然公園を除く地域を自然環境保全地域に指定した。その後、平成4（1992）年10月には世界遺産委員会に推薦書が提出され、平成5（1993）年12月に屋久島とともに日本初の世界自然遺産に登録された。

###### <世界遺産登録後>

現在では、白神山地の恵みを基盤とした伝統的な生活様式に基づく利用を残しつつも、観光、自然探勝、登山等の利用が主体となっている。ただし、遺産地域内については、世界自然遺産登録による知名度の上昇に伴う入山者の増加による自然環境への影響が懸念されたため、地域住民や利用者、有識者、行政が加わった場での議論を経て、一部地域を除き、立入りが制限されている。

青森県側は、平成15（2003）年から入山届制を導入しており、核心地域は27の指定ルート（事前に届出が必要）と既存の歩道（自然観察歩道、天狗岳管理歩道）に限って入山できることとなった。

<sup>1</sup> 環境省・林野庁・文化庁・青森県・秋田県「白神山地世界遺産地域管理計画」平成25年10月、6頁

秋田県側の核心地域は、原則入山できない。ただし学術研究など登山以外の公共的な行為を目的とする場合を除くとしている。

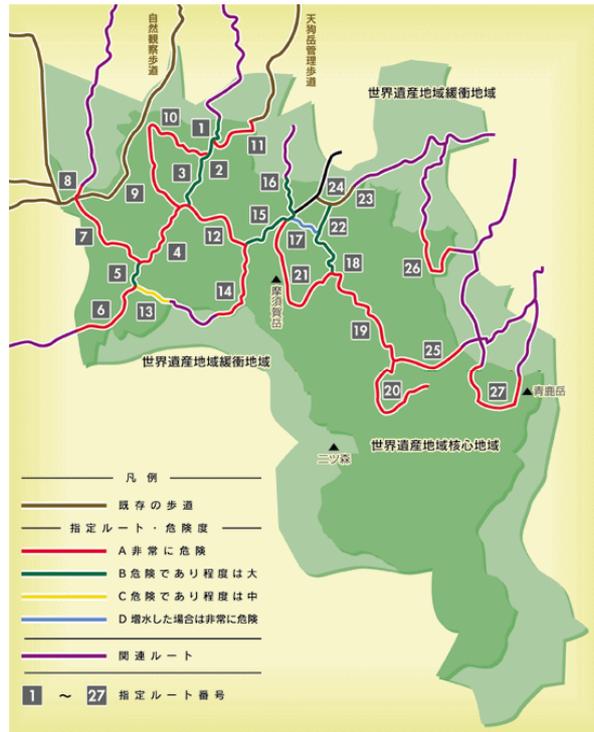


図 1-41：指定ルート図

出典：東北森林管理局「白神 Net Walker 白神情報サイト」

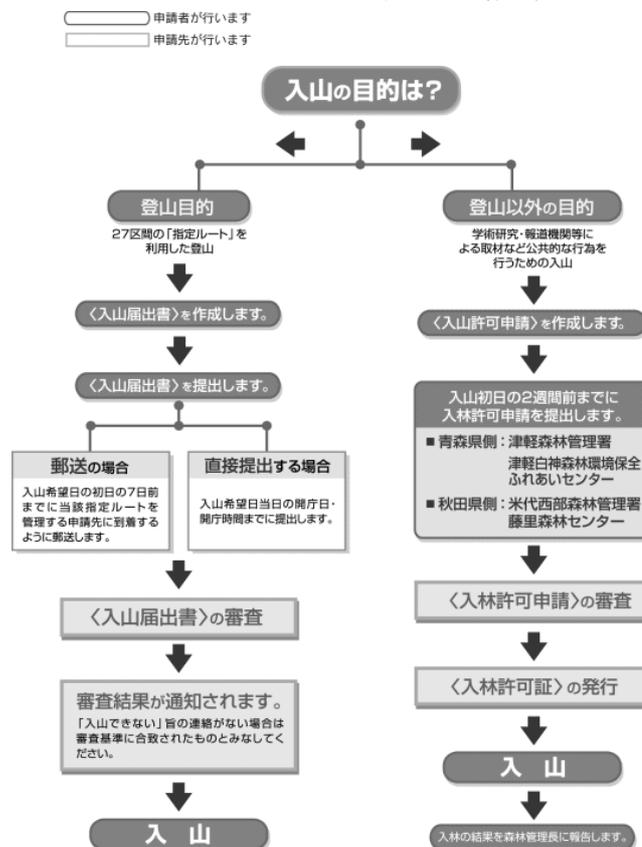


図 1-42：核心地域（コアエリア）への入山手続き

出典：ともに東北森林管理局「白神 Net Walker 白神情報サイト」

表 1-40 : 指定ルート概要

No	延長(km)	タイプ ※1	流域区分	ランク ※2	危険度の高い 調査項目※3	ルートの状況
1	0.8	渓1	追良瀬川	B	1.2.4.7	起点にゴルジュ(渓谷)あり。ザイルのある巻き道あり。急傾斜で足場がよくない。
2	0.7	渓1	追良瀬川	B	2	通常は膝下程度の水深。転石あり。
3	2.2	渓1	追良瀬川	B	2.4.6.7	露岩し、深淵の箇所があり。水深は腰下まで。
4	2.7	渓1	追良瀬川	A	2.4.7	露岩、深淵、ゴルジュが点在し高巻き箇所があり。滑りやすい。水深は股下程度だが、増水時は非常に危険な箇所あり。
5	0.8	渓1	追良瀬川	B	2	起点に大きな深淵あり。高巻き道あり。
6	2.9	渓2	追良瀬川	A	1.2.3.4.5.7	本流は穏やか。支流は大転石が渓谷に堆積。上流に黒滝があり、巻き道があるが非常に危険。最上流部は猛烈な藪。
7	3.2	渓2	追良瀬川	A	2.3.4.5.7	支流が複雑に枝分かれし、非常に迷いやすい。高巻きの必要な滝もあり危険。
8	0.7	渓2	笹内川	A	3.4.7	大小の滝の連続。露岩して滑りやすい。転落の危険性大。ザイルを要す。上部は激しい藪。
9	3.0	渓2	追良瀬川	A	4.7.8	大小の滝の連続。ほとんど岸壁状態。岩登りの技術・装備が必要。
10	2.6	複合	追良瀬川	A	4.7.8	大小の滝の連続。ほとんど岸壁状態。岩登りの技術・装備が必要。
11	1.7	複合	追良瀬川	A	1.2.4.5.7	中流部は滝の連続で巻き道選定が難しい。上流部は支流のルート選定が難しい。最上部は激しい藪。
12	2.6	渓2	追良瀬川・赤石川	A	3.4.5	追良瀬川流域側は高巻きが必要な滝が数カ所あり。赤石川流域を含めて尾根越えのルート選定が難しい。
13	1.4	渓1	追良瀬川	C	6	勾配は緩く溪相は穏やか。増水した場合が危険。
14	2.8	渓1	赤石川	A	2	本流の滝川は大転石と深淵の箇所あり。支流の西の沢は急勾配で渓谷に転石が堆積。
15	1.8	渓1	赤石川	B	3.4.6	下流部に転石が堆積しているが勾配は緩い。崩壊地があり転石の危険箇所あり。
16	1.4	渓1	赤石川	B	7	勾配は緩いが露岩して滑りやすい箇所あり。水深の深い箇所もあり。
17	1.1	渓1	赤石川	D		川幅もあり特に深場もなく歩きやすいが、増水した場合は非常に危険。
18	1.9	渓1	赤石川	B	4.7	露岩した深場があり、横ばい歩行の必要な狭い箇所があり。巻き道の選定が必要。
19	4.4	渓1	赤石川	A	4	下流に石滝、上流に魚止の滝があり。魚止の滝は落差もあり危険。ザイルを要す。
20	3.8	渓2	赤石川	A	1.7	ルート中間に滝がありザイルを要す。上流部は滝の連続。ザイルを要す。
21	4.8	複合	赤石川	A	2.5	大半が猛烈な藪。平坦な箇所もあり非常に迷いやすい。下りは特に要注意。
22	1.1	渓1	赤石川	B	5	滝の連続。巻き道があると判然としない。岩盤で滑りやすい。上流部は歩きやすい。
23	0.9	複合	赤石・暗門川	C	2.5	峠付近のルートが不明瞭。赤石川流域側は利用が少ないとルートが判然としない可能性あり。
24	0.4	山腹	赤石川	C	1	ルート途中に急勾配箇所あり。利用が少ないとルートが判然としない可能性あり。
25	2.5	複合	赤石・大川	A	2.3.5.7	峠付近のルートが不明瞭で迷いやすい。特に大川流域側は急傾斜で滑りやすく非常に危険。
26	2.6	複合	暗門川	A	2.4.5.7	溪流部は大小の滝があり巻き道も岩盤で危険。溪流上部から尾瀬は藪こぎ。
27	3.5	複合	大川	A	2.3.5	本流は滝、ゴルジュ、落石崩壊地があり。上流部は滝や崖の支流があり、下りは特に危険。尾根は激しい藪。

※1:「渓1」流水のある溪流、「渓2」沢源流部までを含んだ溪流、「山腹」山頂と山麓の間、「複合」溪流と山腹の複合

※2:「A」非常に危険、「B」危険であり程度は大、「C」危険であり程度は中、「D」増水した場合は非常に危険

※3:「1」ルートの幅、勾配、「2」歩行障害物、「3」落石、「4」転落・滝、「5」ルート判然度、「6」水深、「7」露岩、「8」ザイル等の必要性

出典：東北森林管理局「白神Net Walker 白神情報サイト」

なお核心地域以外については、トレッキングや散策など白神山地を体験できるコースとして、「ミニ白神」遊歩道散策コース、マザーツリー見学、ブナ巨木ふれあいの径等の 11 コースが設定されている。

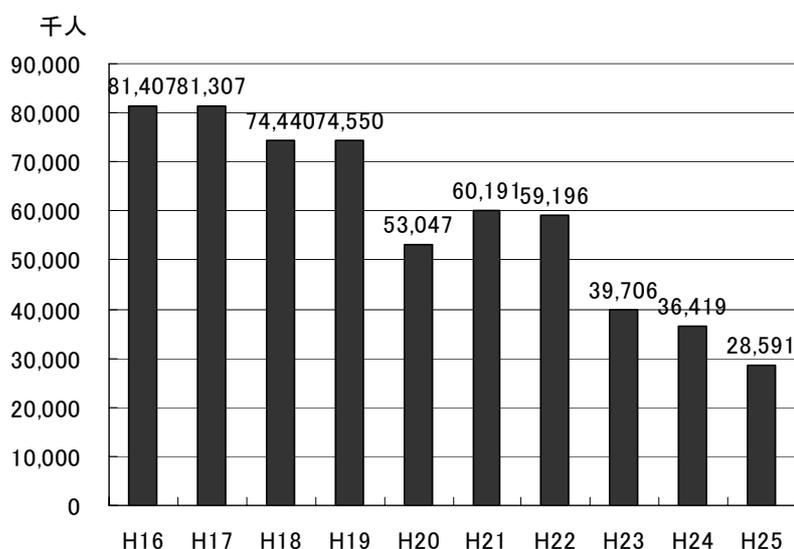


図 1-43 : 白神山地及び周辺地域のおすすめコース

出典：東北森林管理局「白神 Net Walker 白神情報サイト」

## 2) 利用者数及び利用者の属性

登山道入口 12 箇所を設置した機器による自動計測データを基に推定した平成 25 (2013) 年度の白神山地世界遺産地域及び周辺地域への入山者数は、延べ約 2 万 9 千人であった<sup>1</sup>。全体の入山者数は平成 24 (2012) 年度の約 3 万 6 千人より減少し、比較が可能となる過去 10 年間のデータの中で最も少ない結果となった。これは大雪による道路の開通時期の遅れや、局所的な大雨による土砂崩れ、台風による通行止めが影響したと考えられた。

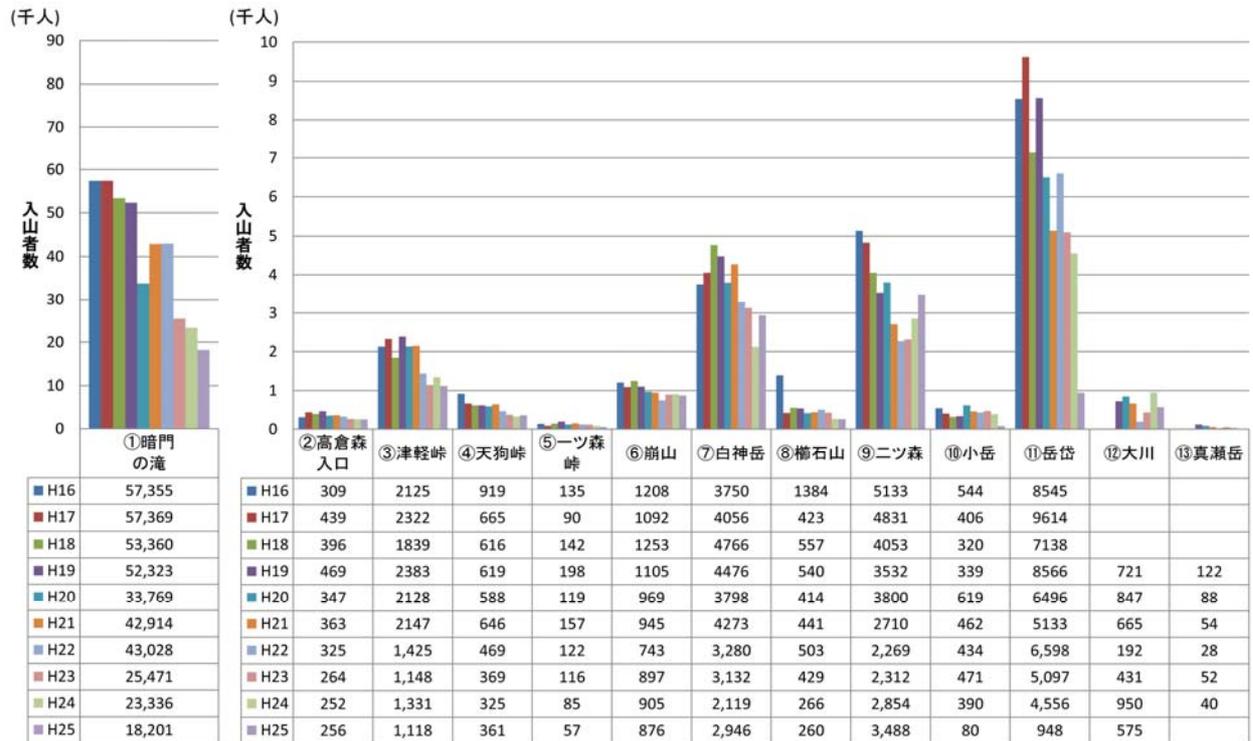


※上記は平成 16 年度以降の入山者数の比較のために⑫大川、⑬真瀬岳を除いた値である。

図 1-44 : 白神山地世界遺産地域及び周辺地域入山者数の 10 年間の推移

出典：東北地方環境事務所「平成 25 年度入山者数調査」

<sup>1</sup> 東北地方環境事務所「平成 25 年度入山者数調査」



青森県内

- ① 暗門の滝 (暗門の滝歩道)
- ② 高倉森入口 (高倉森自然観察歩道)
- ③ 津軽峠 (高倉森自然観察歩道)
- ④ 天狗峠 (天狗岳巡視管理歩道)
- ⑤ 一ツ森峠 (太夫峰・向白神岳登山道)
- ⑥ 崩山 (崩山・大峰岳・白神岳登山道)
- ⑦ 白神岳 (マテ山・白神岳登山道)
- ⑧ 櫛石山 (櫛石山歩道)

秋田県内

- ⑨ ニツ森 (ニツ森登山道)
  - ⑩ 小岳 (小岳登山道)
  - ⑪ 岳岱 (岳岱自然観察路)
  - H19設置
  - ⑫ 大川 (大川)
  - ⑬ 真瀬岳 (真瀬岳登山道)
- <参考>H19設置～H24終了
- ※括弧内は計測対象の登山道・歩道



図 1-45：白神山地世界遺産地域及び周辺地域入山者数の10年間の推移（入山口別集計）

※下は白神山地自動計測機器設置箇所のマップである。

出典：東北地方環境事務所「平成25年度入山者数調査」

### 3) 主な到達手段

白神山地は青森県と秋田県にまたがっているため様々なアプローチが可能だが、世界遺産地域及び周辺地域における入山者数をみると、青森県側の「暗門の滝」、「白神岳」、秋田県側の「岳岱」、「二ツ森」の入山者数が多い。「暗門の滝」等の主要観光地には路線バス、シャトルバス（冬季は運休）が運行している。こうした公共交通機関、あるいはマイカー利用での来訪となる。

### 4) 利用促進上の課題とその対応策

青森県によると、核心地域における違法伐採、釣り行為、たき火などを毎年確認していること、登山目的については、届出制に簡素化したものの無届入山を毎年確認していることが報告されている。また地域の課題として、「世界自然遺産＝世界レベルの観光地」と勘違いした観光資源としての過度な期待があること、そうした地域の期待に反する観光客の減少していること、地質がもろく、歩道等の維持管理経費が増大していること、ツキノワグマやニホンザルとの軋轢などが報告されている<sup>1</sup>。

一方、秋田県側では、原則入山禁止（人の立ち入りが非常に少ない）であること、樹木の伐採等の事案もほとんどないこと、また地元の理解、協力のもとに良好に保全されており、秋田県側の核心地域に関しては、地域の保全管理上、大きな問題は生じていないとしているが、既存の登山道沿いでは、一部で高山植物の盗掘が発生していることが報告されている<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 青森県環境生活部自然保護課「世界自然遺産白神山地の概要と青森県側の取組」、第2回新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会（2012年9月20日開催）、資料2

<sup>2</sup> 秋田県生活環境部・自然保護課「白神山地世界自然遺産秋田県側の成果と課題」、第2回新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会（2012年9月20日開催）、資料3

## (5) ゾーニング内容

### 1) ゾーニングの基本方針・区分の考え方

世界遺産地域の面積は合計 16,971ha で、全域が林野庁所管の国有林となっている。世界遺産地域は、特にすぐれた自然環境でほとんど人間が手を加えていない核心地域（コアゾーン、面積 10,139ha）と、核心地域の周辺部の緩衝帯としての役割を果たす緩衝地域（バッファゾーン面積 6,832ha）に区分されている。

表 1-41：ゾーニング区分の概要

区分	概要
核心地域 (A地域)	核心地域（A地域）は、人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、工作物の新築や土石の採取など、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保全制度に基づき厳正に規制する。当該地域は、その全域が森林生態系保護地域の保存地区、大部分が自然環境保全地域の特別地区及び野生動植物保護地区、一部が国定公園の特別保護地区として保護されている。また、今後とも本地域の良好な自然環境を保全するため、既存の歩道を利用した登山等を除き本地域への立入りを制限する。なお、制限の態様については、入り込みの状況、科学委員会からの助言、地元の意見等を踏まえたものにする。
緩衝地域 (B地域)	緩衝地域（B地域）は、現状の保全を図ることを基本とし、必要に応じ、一定の行為を規制する。特に、核心地域（A地域）の自然環境に影響を及ぼす行為については、厳正に規制する。当該地域は、その全域が森林生態系保護地域の保全利用地区、大部分が自然環境保全地域の普通地区、一部が国定公園の特別保護地区又は特別地域、県立自然公園となっている。

出典：環境省東北地方環境事務所「白神山地世界遺産地域管理計画」（平成 25 年 10 月）

なお世界遺産地域の登録は、世界遺産条約に基づき地域の指定を行うのではなく、既に各種保護地域として指定されている区域の中から世界遺産区域としてふさわしいエリアを選び、登録することとなっている。白神山地の世界遺産地域としての保全に係わる法的裏付けは、次表の通りである。

表 1-42：世界遺産地域指定の根拠となる指定地域一覧

区分	名称（指定年次）、面積	備考
自然環境保全地域	白神山地自然環境保全地域（平成 4 年指定）14, 043ha	環境庁長官が自然環境保全法に基づき指定し管理。
鳥獣保護区	国指定白神山地鳥獣保護区（平成 16 年指定）17, 157ha	環境大臣が鳥獣保護法に基づき指定し管理。
自然公園	秋田白神県立自然公園（平成 16 年指定）8ha	（昭和 39 年指定の八森岩館及びきみまち坂県立自然公園を再編）秋田県知事が条例に基づき指定し管理。
	津軽国定公園（昭和 50 年指定）968h	環境庁長官が自然公園法に基づき指定し、青森県が管理。
	赤石溪流暗門の滝県立自然公園（昭和 56 年指定）1952ha	青森県知事が条例に基づき指定し管理。
森林生態系保護地域	白神山地森林生態系保護地域（平成 2 年設定）16, 971ha	青森営林局長及び秋田営林局長（当時）が保護林の再編・拡充について（林野長官通達）により設定。

出典：環境省・白神山地世界遺産センター資料

## 2) ゾーニングの面積及び配置・施設整備方針

核心地域及び緩衝地域の区分の詳細は次表の通りであり、施設整備方針等は、該当する各種制度に準ずることとなっている。

表 1-43 : 白神山地世界遺産の自然環境保全に係る各種制度等の概要

制度名	指定年月	概要	地域区分 及び面積	管理区分	主な規制内容等	備考
自然環境保全 地域 (白神山地自 然環境保全地 域)	平成 4 年 7 月	優れた天然林など 一定の要件を満た す区域のうち、自然 的社会的諸条件か ら見てその区域に おける自然環境を 保全することが特 に必要な地域	特別地区 9,844ha	核心地域 A 地域)	環境大臣の許可が必要な行為 (第 25 条) ①工作物の新築・改 築・増築、②土地の形質の変更、 ③土石の採取、④水面の埋立、 ⑤河川等の水位・水量の増減、 ⑥木竹の伐採	自然環境保 全法
			野生動植物 保護地区 9,844ha (上記と同一 の区域)	核心地域 A 地域)	地域毎の保全計画に定める動植 物の採取、損傷が原則として禁 止 (第 26 条) (保護すべき野生動植物の種類 については下記参照)	
			普通地区 4,199ha	緩衝地域 B 地域)	環境大臣に届出が必要な行為 (第 28 条) ①一定規模以上の工 作物の新築・改築・増築、②土地 の形質の変更、③土石の採取、 ④水面の埋立、⑤特別地域内の 河川等の水位・水量の増減	
自然公園 (津軽国定公 園)	昭和 50 年 3 月	優れた自然の風景 地として保護と利用 の増進を図るとも に、生物多様性の 確保に寄与するた め、自然環境を保 護する必要がある 地域。	特別地域 624ha	緩衝地域 B 地域)	青森県知事の許可が必要な行 為 (第 20 条) : ①工作物の新築・ 改築・増築、②木竹の伐採、③土 石等の採取、④河川等の水位・ 水量の増減、⑤広告物の設置 等、⑥土石等の集積・貯蔵、⑦水 面の埋立等、⑧土地の形状変 更、⑨指定植物の採取等、⑩壁 面等の色彩の変更 採取又は損傷を規制する植物 の種については下記参照)	自然公園法
			特別保護地 区 344ha	核心地域 A 地域) 緩衝地域 B 地域)	青森県知事の許可が必要な行 為(第 21 条) : 上記①～⑧、⑩に 加え、⑪木竹の損傷、⑫木竹の 植栽、⑬動物を放つこと⑭物の 集積・貯蔵、⑮火入れ・たき火、 ⑯植物の採取・損傷・落葉落枝 の採取、⑰植物の植栽・播種、⑱ 動物の捕獲、⑲車馬等の乗り入 れ	
(赤石溪流暗 門の滝県立自 然公園)	昭和 56 年 7 月		特別地域 1,952ha	緩衝地域 B 地域)	青森県知事の許可が必要な行 為 (第 21 条) 国定公園特別地域 と同じ行為 採取又は損傷を規制する植物 の種については下記参照)	青森県 自然公園条 例
(秋田白神県 立自然公園)	平成 16 年 8 月		特別地域 8ha	緩衝地域 B 地域)	秋田県知事の許可が必要な行 為 (第 15 条) 国定公園特別地域 と概ね同等の行為 採取又は損 傷を規制する植物の種につい ては下記参照)	秋田県 自然公園条 例
森林生態系保 護地域 (白神山地森 林生態系保護 地域)	平成 2 年 3 月	原生的な天然林を 保存することによ り、森林生態系か らなる自然環境の 維持、動植物の保 護、 遺伝資源の保存、 森林施業管理技術 の発展、学術研究 等に資する地域	保存地区 10,139ha	核心地域 A 地域)	原則として、人手を加えずに自然 の推移に委ねる。 (ニタリング、学術研究その他 公益上の事由により必要と認め られる行為、非常災害のための 応急措置、その他法令等に基づ く行為等はこの限りでない。)	保護林の再 編・拡充につ いて(平成元 年 4 月林野庁 長官通達)
			保全利用地 区 6,832ha	緩衝地域 B 地域)	木材生産を目的とする森林施業 は行わない。(人工林がある場合 は、複層林施業ができる。)森林 の教育的利用、大規模な開発行 為を伴わない森林レクリエーシ ョンの場としての活用はできる。	

天然記念物 (種指定のみ)	カモシカ:昭和30年 クマゲラ:昭和40年 イヌワシ:昭和40年 ヤマネ:昭和50年	動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上の評価の高いもの	特別天然記念物 カモシカ、天然記念物 クマゲラ、イヌワシ、ヤマネ		現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為は文化庁長官の許可が必要 第125条)。	文化財保護法
鳥獣保護区 (国指定白神山地鳥獣保護区)	平成16年3月～平成25年10月	国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、その鳥獣の保護のために重要と認められる区域	16,971ha (遺産区域外を含めた総面積 17,157ha)	核心地域 A地域) 緩衝地域 B地域)	学術研究、生態系・農林水産業被害防止等の目的で鳥獣の捕獲又は殺傷、鳥類の卵の採取又は損傷を行う場合は環境大臣の許可が必要 第9条)。また、狩猟については認められない 第11条)。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ※上記の法律に基づき、鳥獣の捕獲又は殺傷、鳥類の卵の採取又は損傷が原則禁止 第8条)。
国内希少野生動物種	平成5年4月	本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物種の種	イヌワシ、クマタカ、オオタカ		生きている個体については、捕獲等(捕獲、採取、殺傷、損傷)が原則として禁止 第9条)。学術研究、繁殖、教育、個体の生息状況又は生育状況の調査などの目的で捕獲等する場合は、環境大臣の許可が必要 第10条)。	絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律
保安林 (水源かん養保安林)	昭和34年追加:昭和45年) 追加:昭和46年) 追加:平成16年)	水源のかん養、土砂の流出の防備、生活環境の保全・形成等特定の公共目的を達成	16,971ha	核心地域 A地域) 緩衝地域 B地域)	立木の伐採や、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為については、都道府県知事の許可が必要 第34条)。	森林法

出典：環境省東北地方環境事務所「白神山地世界遺産地域管理計画 巻末付表等」(平成25年10月)

### 3) ゾーニングの管理運営体制

世界遺産地域の管理に当たっては、関係行政機関と地元市町村の連絡調整の場として「白神山地世界遺産地域連絡会議」を設置する。関係行政機関は相互に緊密な連携・協力を図るとともに、地元市町村の協力を得つつ、一体となって遺産地域の適正かつ円滑な管理を行うこととなっている。

また遺産地域の管理を効果的に実施するためには、地元の理解と協力の増進が不可欠であることから、関係行政機関及び地元市町村は、関係団体及び地元住民等との連携を図ることとしている。連絡会議は、科学的なデータに基づく順応的な管理に必要な助言を得るため、学識経験者による科学委員会を設置する予定となっている<sup>1)</sup>。

### (6) 白神山地におけるゾーニングの特徴と課題

世界自然遺産白神山地におけるゾーニングは、「核心地域」と「緩衝地域」に大別されているものの、各地域の具体的な保全管理については、根拠となる各種保護制度の規制内容に準じて運用されている点が特徴である。一方、入山規制により生活の場としての白神と地域の人々の関わりが薄まりつつあることも指摘されており、今後は貴重な自然環境の保全と、地域振興を含めた持続的な利用の両立にむけた議論を進める必要がある。

<sup>1)</sup> 環境省・林野庁・文化庁・青森県・秋田県「白神山地世界遺産地域管理計画」(平成25年10月)

### 3. 調査データの分類ととりまとめ

平成 23 年度総合山岳環境保全対策推進事業実施業務において策定された「山岳地域の保全・利用計画策定のためのガイドライン骨子（案）」においては、山岳利用のタイプについて、利用形態の違いによる 4 類型（①冒険型利用、②登山利用、③トレッキング利用、④散策・風景探勝利用）を設定している。各区分における利用目的、利用の特性、公園管理者に求められること（保護規制運用、安全管理）については、下表のように整理されている。

表 1-44：山岳利用のタイプ区分とゾーンの性格

利用形態の 類型	ゾーン	利用目的や利用の特性（利用目的、 装備、意識、求めるもの、行動パターン）	公園の管理者に求められること（目安）	
			保護規制運用等	安全の管理
①冒険型利用 ※用語は要検討 （案 1）挑戦型利用、 （案 2）無施設利用	歩道、標識等の利用施設が一切整備されない地区。	・岩登り、沢登りなどが目的。 ・登山用など十分な装備で入山。 ・自己の能力（技術・体力や判断力）のもとで自然と直接ふれあうこと（冒険を含む）を望む。 ・行為に伴う危険性も了解した上で行動を決定しており、自己責任を自覚。	○原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。 ・人為的改変、施設整備は行わない。	・安全性の確保は、利用者の自己責任に委ねるが、必要な情報提供等を行う。
②登山利用	ある程度の体力、技術、装備を必要とする山登りが行われる地区。整備水準を考える際には、登山者数等からさらに小区分を考える必要がある。	・登頂、風景探勝、自然観察などが目的。 ・登山用の装備で入山。 ・宿泊、日帰りは問わないが、歩道の整備状況、標高差などから③と区分される（例：奥多摩、丹沢、箱根・神山、金時山）。 ①に準じる意識で入山。	○原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。 ・人為的改変は極力避ける。	・最低限の安全性や歩きやすさは確保。 ・施設が原因となる自然の荒廃（エロージョン、踏み荒らしなど）については、十分な配慮が必要。 ・施設の管理には麓と比べて経費が増大、利用者の費用負担もあり得る。
③トレッキング利用	健康な体力があれば熟年、子供でも風景探勝、自然観察、健康ウォークを目的とした山歩きが楽しめる地区。	・日帰りのトレッキングやハイキングが目的。 ・②より簡易な装備だが、一定の自己管理のもとで入山。	○利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。	・安全性確保には、管理者の責任が大。 ・施設の管理には麓と比べて経費が増大、利用者の費用負担もあり得る。
④散策・風景探勝利用	基本的には誰でも、風景探勝、自然観察、散歩を目的とした散策が楽しめる地区。機械力によるアクセスが比較的容易な地区。	・短時間の散策や風景探勝が目的。 ・日常生活と変わらない装備で入山。利便性や快適性を求める傾向。 ・高齢者・児童、障害者などが含まれていたり、団体行動の可能性もある。	○一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。	・安全性確保には、管理者の責任が大。 ・一定水準以上の快適性確保には、利用者の費用負担を求めこともあり得る。

出典：平成 23 年度総合山岳環境保全対策推進事業実施業務報告書、84 頁より作成

本業務で収集した 7 事例におけるゾーニング区分について、ゾーニングの内容と想定される利用者層に留意しつつ、上記 4 つの利用類型のうちどこに該当するかを、次表に整理した。複数のゾーン区分設定を行っていない五色ヶ原と嵯山を除く 5 事例については、概ね①から④までの幅広い利用形態に対応した区分設定を行っていることがわかった。

また各事例の概要について、一覧表にとりまとめた。

表 1-45：山岳利用のタイプ区別にみた各事例の設定ゾーン

区分	大雪山 国立公園	支笏洞爺 国立公園・ 定山溪地域	中部山岳 国立公園・ 上高地	中部山岳 国立公園・ 乗鞍山麓五 色ヶ原	尾瀬 国立公園	嵯山	白神山地 世界遺産 地域
①冒険型 利用	A-Ⅱ	B、D、E ※「アクセスが困難」 の評価のため①～②と 区分	バリエーシ ョンルート 岩稜ルート 山稜・高山 帯ルート		登山エリア	モニター登 山ルート ※協議会 スタッフの 同行、溪流 コース等 を含む① ②と区分	核心地域 (指定27ル ート) ※溪流コ ースが多 いため① と区分
②登山利 用	B-Ⅰ B-Ⅱ B-Ⅲ		亜高山帯ル ート	カモシカコ ース シラビソコ ース ※ガイド同 行の8時間 の日帰り登 山のため② と区分			核心地域 (指定27ル ート及び既 存歩道) 緩衝地域
③トレッ キング利 用	C-Ⅲ	A、C ※「アクセスが容易」 の評価のため③～④と 区分	河畔ルート		軽登山エリ ア		核心地域 (既存歩 道) 緩衝地域
④散策・ 風景探勝 利用			探勝路 園路		山岳探勝エ リア 入山エリア		核心地域 (既存歩 道) 緩衝地域
立入禁止 の区域				「五色ヶ原 の森」全域 は、市条例 に基づき、 「案内人」 同行義務付 け、入山人 数制限、完 全予約制		全域を入山 規制の対象 とする ※モニター 登山以外の 入山を規制	核心地域 (指定27ル ート及び既 存歩道を除 く地域)

※斜線：該当ゾーンなし

表 1-46：山岳地域における利用ゾーニング事例のまとめ

対象地域	ゾーン区分	施設の整備・管理水準等	主な設定範囲・ルート（自然資源等）	ゾーニングの特徴
大雪山国立公園 (登山道管理水準)	A-Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。</li> <li>・宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。</li> <li>・整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。</li> <li>・登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。</li> </ul>	(高根ヶ原地域) 北海岳～白雲岳避難小屋、白雲岳避難小屋～高根ヶ原分岐～忠別岳、泉台～赤岳～小泉岳～白雲岳、高原温泉～緑岳～小泉岳 (トムラウシ山系) 忠別岳～五色岳～化雲岳～トムラウシ山、トムラウシ山～オプタテシケ山、天人峡～化雲岳、トムラウシ温泉～トムラウシ山、ヌプントムラウシ温泉～沼ノ原分岐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高緯度のために気象条件が厳しく、脆弱性の高い土壌であり、宿泊施設がなく日帰り登山が利用の中心となる山岳地域において、ROSの理念を取り入れながら、管理目標としての登山道ゾーニングや管理方法の計画が策定された先駆的な事例。</li> <li>・ゾーニングの段階から、関係者が参画して協議しているため、「現場の声を反映して作られている管理水準、技術指針」と評価。</li> <li>・一方、関係者に十分に認知、活用されていないこと、登山道現況調査から10年以上が経過し、浸食状況や利用状況が変化し、現行の「管理水準」と現状に不整合が生じている路線や区間が見られることから、見直しに着手。</li> </ul>
	B-Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>・日帰り登山による利用を主体とする。</li> <li>・整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。</li> <li>・脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。</li> </ul>	(表大雪地域) 愛山溪～沼ノ平分岐、沼ノ平分岐～裾合平分岐、裾合平分岐～姿見の池、間宮岳～中岳分岐～(中岳温泉)～裾合平分岐 (高根ヶ原地域) 高原温泉(沼巡りコース)～高根ヶ原分岐(トムラウシ山系) トムラウシ山～オプタテシケ山	
	B-Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>・日帰り登山による利用を主体とする。</li> <li>・整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。</li> <li>・登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。</li> </ul>	(北大雪地域) 層雲峡～朝陽山 (表大雪地域) 層雲峡～(ロープウェイ終点)～黒岳、黒岳～北海岳～間宮岳～旭岳、黒岳石室～雲ノ平～中岳分岐、旭岳～勇駒別、愛山溪～雲井ヶ原、愛山溪～松仙園～沼ノ平分岐、天人峡～勇駒別	
	B-Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>・日帰り登山による利用を主体とする。</li> <li>・整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。</li> <li>・脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。</li> </ul>	(北大雪地域) ニセイカウシュペ山～公園界 (表大雪地域) 沼ノ平分岐～比布岳～北鎮岳～お鉢平分岐、当麻乗越～比布岳分岐(安足間岳)	
	C-Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。</li> <li>・半日程度の登山利用を主体とする。</li> <li>・現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。</li> <li>・脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。</li> </ul>	(北大雪地域) 層雲峡銀河流星ノ滝線、紅葉谷線 (表大雪地域) 姿見の池周回線、勇駒別周回、天人峡～羽衣の滝・敷島の滝	
支笏洞爺国立公園 定山溪地域	A	貴重な自然資源を有し利用し易いゾーン ※施設整備・管理水準等については検討していない。	支笏湖畔周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GISを用いて自然資源とレクリエーション資源の地理的配置や特性に基づいた客観的データによるゾーニングであり、ゾーニング結果と実際の国立公園地種区分を比較することによって公園計画の課題と改善点を検討。</li> <li>・実際のゾーニングの線引きは既にひかかれている線をよりどころにするとの考えに基づき、対象地域では国有林が面積の大部分を占めること、林班の形態は半永久的に変わらないことから、国有林の林班を評価の単位と設定。</li> </ul>
	B	貴重な自然資源を有するが利用が困難なゾーン ※施設整備・管理水準等については検討していない。	北西部の無意根山周辺と支笏湖畔のAゾーンの周囲、檜前山	
	C	保全の重要性は低いが利用し易いゾーン ※施設整備・管理水準等については検討していない。	定山溪温泉付近	
	D	保全の重要性がひくくアクセスが困難だが、施設整備が容易なゾーン ※施設整備・管理水準等については検討していない。	現状の普通地域にあたる中山峠と支笏の間、及び檜前山南山麓等	
	E	保全の重要性がひくく施設整備もアクセスも困難なゾーン ※施設整備・管理水準等については検討していない。	現状の普通地域にあたる中山峠と支笏の間、及び檜前山南山麓等	
中部山岳国立公園・上高地	バリエーションルート	上級以上の登山者の利用を想定 (施設整備) 無整備が基本 (施設の維持管理) 山小屋等による危険情報の伝達、自然災害等の復旧	一般ルート以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上高地の目指すべき姿(ビジョン)、その実現に向けた各主体の行動計画を取りまとめた「上高地ビジョン」の中で位置付け</li> <li>・「山岳地域の保全・利用計画策定のためのガイドライン(案)」の実践事例として注目。</li> <li>・今後は関係機関が集う中部山岳国立公園上高地連絡協議会等での協議、調整等を図りつつ、精査が必要。</li> </ul>
	岩稜ルート	上級以上(岩稜ルート)、中級以上(山稜・高山帯ルート)の登山者の利用を想定 (施設整備) 既存施設の修復、周囲の自然石や倒木等を用いて整備 (施設の維持管理) 登山シーズン前や繁忙期等の巡視、既存施設の補修、倒木の除去、浮き石の処理	岩稜帯で難易度の高いルート(南岳～北穂～涸沢岳、奥穂～前穂～岳沢、独標～西穂)	
	山稜・高山帯ルート	(施設の維持管理) 登山シーズン前や繁忙期等の巡視、既存施設の補修、倒木の除去、浮き石の処理	山稜・高山帯、亜高山帯で難易度の高いルート	
	亜高山帯ルート	初級以上の登山者の利用を想定 (施設整備) 既存施設の修復、周囲の自然石や倒木等を用いて整備 (施設の維持管理) 定期的な巡視、既存施設の補修、ササ・草刈り、倒木・危険木の除去、浮き石の処理	岳沢、涸沢、槍沢、徳本峠、焼岳、西穂、蝶ヶ岳、常念、燕岳の山小屋等まで	
	河畔ルート	ハイカー、すべての登山者の利用を想定 (施設整備) 既存の路面補修が基本、安定処理や景観に溶け込む資材を用いて整備 (施設の維持管理) 定期的な巡視、既存施設の補修、ササ・草刈り、倒木・危険木の除去、浮き石の処理	明神～徳沢～横尾	
	探勝路	観光客、ハイカー等(一部身障者等の利用が可能)の利用を想定 (施設整備) 既存の路面補修が基本、安定処理や景観に溶け込む資材を用いて整備 (施設の維持管理) 定期的な点検・清掃、こまめな補修、ササ・草刈り、倒木・危険木の除去	大正池～田代橋、河童橋～明神	
	園路	すべての観光客(基本的に身障者等の利用が可能)の利用を想定 (施設整備) 環境特性に調和した資材を用い、機能的で快適性に留意した整備 (施設の維持管理) 定期的な点検・清掃、こまめな補修、ササ・草刈り、倒木・危険木の除去	田代橋～河童橋～ビジターセンター	

対象地域	ゾーン区分	施設の整備・管理水準等	主な設定範囲・ルート（自然資源等）	ゾーニングの特徴
中部山岳国立公園・乗鞍山麓五色ヶ原	五色ヶ原の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧・丹生川村の条例に基づき、遊歩道、避難小屋2棟、管理施設拠点2棟、木道等の施設を整備</li> <li>カモシカコース、シラビソコース等のルートを設定</li> <li>無断の立ち入りの制限やガイドつきツアーなどの規制を展開</li> </ul>	旧丹生川村の村有林と、地主の承諾を得られた民有林の約900haを対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹生川村（現・高山市）の条例に基づく入山制限。全ての利用者にガイド同行義務、入山料の徴収を課す。</li> <li>「五色ヶ原の森」の取組みにより、地元ガイドを育成し、ガイド以外の雇用も生み出す等、地域振興に貢献。</li> </ul>
尾瀬国立公園	登山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。</li> <li>歩道は登山道として取り扱う。</li> <li>避難小屋やトイレ等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。</li> <li>相応の登山技術、体力、装備を有する利用者が登山を楽しめる歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。</li> <li>標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。</li> <li>入山エリアでの標識、パンフレット等を用いた利用マナーやルール の普及啓発、自然に関する情報提供機能等を充実させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳等、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観。</li> <li>登山道、避難小屋、入山口の駐車場が既に整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園計画の中で明確に位置付けられている点</li> <li>が特徴的</li> <li>至仏山における利用調整（片側通行）等、具体的な取組みが展開。</li> </ul>
	軽登山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。</li> <li>歩道は登山道として取り扱う。</li> <li>相応の登山技術、体力、装備を有する者が利用する歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。</li> <li>標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士見峠等、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観、歩道沿いの森林景観。</li> <li>山岳探勝エリアへの中継エリアとしての機能を果たす。</li> <li>登山道が既に整備。</li> </ul>	
	山岳探勝エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。</li> <li>歩道は山岳探勝歩道として取り扱う。</li> <li>宿舎や野営場等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。</li> <li>特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者が利用する歩道を整備する。</li> <li>標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。</li> <li>ビジターセンターやパンフレット等により自然に関する情報提供を充実させるとともに、集団施設地区や宿舎、園地、休憩所についても情報提供拠点としての機能を充実させる。</li> <li>多くの利用があることから、頻繁に巡視を行い歩道の状況を確認するとともに、修繕が必要な箇所は施設管理者が適切に対応するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳩待峠、アヤマ平等、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な景観。</li> <li>自然保護活動や人文的な歴史を見ることができ、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼を中心とした木道敷設や排水対策、アヤマ平に代表される植生復元対策等。</li> <li>山岳探勝歩道（木道）、休憩テラス、博物展示施設、宿舎、野営場、休憩所、公衆トイレ、園地が既に整備。</li> </ul>	
	入山エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い多くの者が利用するため、快適な利用空間の維持及び整備を行う。</li> <li>車道及び林道は、路面改良や安全施設の設置等、必要最小限の維持管理に留める。</li> <li>歩道は小沢平～澁沢温泉区間、沼山峠～赤法華区間は登山道として取り扱い、その他の歩道は山岳探勝歩道として取り扱う。</li> <li>宿舎、休憩所の情報提供拠点としての機能を充実させる。</li> <li>自然とのふれあい体験活動や環境学習の拠点としての機能を充実させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物見山、大清水等の人工林及び天然林。</li> <li>自然とのふれあい体験活動の場。</li> <li>アクセスが良く、地元の文化と自然資源を併せた活用が可能。</li> <li>車道、駐車場、園地、休憩所が既に整備。</li> </ul>	
嵯山	（全山域の入山規制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無整備が基本</li> <li>入山ゲートの設置、山域においては植生回復モニタリング調査、外来種駆除等を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嵯山高山植物保護林を規制対象とする（富良野芦別道立自然公園に含まれる）</li> <li>石灰岩地帯であり、キリギシソウ、オオヒラウスユキソウ、キバナノアツモリソウなどの希少な高山植物が生息。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林野庁の保護林制度に基づく措置</li> <li>登山口に限られること、地域の協力体制が整っていることにより可能。</li> <li>国と地方が一体となって進める植生保護に特化したゾーニングのモデルとして評価。</li> </ul>
白神山地世界自然遺産地域	核心地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、工作物の新築や土石の採取など、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保全制度に基づき厳正に規制する。</li> <li>今後とも本地域の良好な自然環境を保全するため、既存の歩道を利用した登山等を除き本地域への立入りを制限する。なお、制限の態様については、入り込みの状況、科学委員会からの助言、地元の意見等を踏まえたものにする。</li> </ul>	当該地域全域が森林生態系保護地域の保存地区、大部分が自然環境保全地域の特別地区及び野生動物植物保護地区、一部が国定公園の特別保護地区として保護されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の具体的な保全管理については、根拠となる各種保護制度の規制内容に準じて運用されている点</li> <li>が特徴的。</li> <li>入山規制により生活の場としての白神と地域の人々の関わりが薄まりつつあることも指摘されており、今後は貴重な自然環境の保全と、地域振興を含めた持続的な利用の両立にむけた議論を進めることが必要。</li> </ul>
	緩衝地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の保全を図ることを基本とし、必要に応じ、一定の行為を規制する。</li> <li>特に、核心地域（A地域）の自然環境に影響を及ぼす行為については、厳正に規制する。</li> </ul>	当該地域全域が森林生態系保護地域の保全利用地区、大部分が自然環境保全地域の普通地区、一部が国定公園の特別保護地区又は特別地域、県立自然公園となっている。	

